

子育て・子育てワイワイプラン基本方針に基づく施策・事業の実績 【令和4年度実績/令和5年度取組予定】

第3回子ども子育て審議会
令和5年10月19日

資料5

【評価の基準】「A」: 予定どおり実施(達成)できた 「B」: 予定していた一部が実施(達成)できた
「C」: 予定していたが実施(達成)できなかった 「-」: 該当事業なし又は当該年度に事業予定なし

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
1 子どもの主体的な参加ですめる										
1-1 子どもの権利の尊重										
01	重-1			【新規】R2～子ども相談室の運営	第9条、第15～23条	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを含めた市民への啓発品を配布する。 より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEを定期的に投稿することにより、子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。 子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 主な啓発品配布実績 子ども相談室 ほっとルームリーフレット 機関紙(ほっとルーム通信) 子ども条例副読本 子ども条例広報冊子 子ども相談室PRカード 子ども条例リーフレット 子ども相談室周知ポスター 子ども相談室相談件数等 令和4年度新規相談 82件 令和4年度対応回数 1,160回 	A	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを含めた市民への啓発品を配布する。 より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEを定期的に投稿することにより、子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。 子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることも併せて周知していく。
02	重-1 重-3 重-6			子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実	第6条、第7条、第14条	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 各種啓発物の配布について計画的な配布を進める。 子ども条例市民講座を開催するほか、ルビナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。 市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。 子ども相談室紹介動画により、子ども相談室を広く周知し、子育てハンドブックに啓発のページを設ける。 普及啓発の課題を整理するため、認知度等に関するアンケートを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 主な啓発品配布実績 子ども相談室 ほっとルームリーフレット 機関紙(ほっとルーム通信) 子ども条例副読本 子ども条例広報冊子 子ども相談室PRカード 子ども条例リーフレット 子ども相談室周知ポスター 子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。 子どもの権利擁護について子ども自身に知ってもらうため市立小・中学校に出向き出張授業を行った。 子育てハンドブック巻頭ページに子ども条例や子どもの権利擁護の仕組みを掲載し、就学前の子どもを保護者を対象とした広報啓発の方法を工夫した。 普及啓発の課題を整理するため、市立中学校の1年生を対象に認知度等に関するアンケートを実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 各種啓発物の配布について計画的な配布を進める。 子ども条例市民講座を開催するほか、ルビナスまつりなどのイベントに参加することで市民に対し広く普及啓発を行う。 市内小・中学校の児童生徒を対象に子どもの権利擁護委員等を講師とした出張授業を行う。 子ども相談室紹介動画により、子ども相談室を広く周知し、子育てハンドブックに啓発のページを設ける。 普及啓発の課題を整理するため、認知度等に関するアンケートを実施する。
						教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知する。 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知した。 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育推進委員委員会を開催し、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」の意義等について周知する。 各校の子ども条例への取組や人権課題への迫り方など、「あったか先生推進教師」を中心に情報交換を行う。
03			人としての権利を尊重する教育の推進	第6条、第14条	協働コミュニケーション課	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、人権擁護委員と連携しながら、「人権の花」、「人権メッセージ」、「人権作文」等の事業を通じて、人権の尊重についての教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生対象の「人権の花」「人権メッセージ」事業、中学生対象の「人権作文」事業を実施した。 市内の保育園にて、小学校への就学前の児童を対象とした人権教室を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、人権擁護委員と連携しながら、子ども向け人権教室の開催や、「人権の花」、「人権メッセージ」、「人権作文」等の事業を通じて、人権の尊重についての教育を推進する。 	
04			家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	健康課	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍が長期化しており、妊娠・出産について学ぶ機会が減っていることによる、妊産婦の不安や育児手技獲得への負の影響がある。ファミリー学級並びに他事業でも受入れをしているが、限界があるため、実施規模の見直しなどが必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ以前に戻せない状態の中、参加希望の妊婦は増加し、日程や他事業の活用等を含め、希望者が受講できるように配慮した。 コロナ禍の影響の有無は精査が難しいが、産後の育児手技にとまどう家庭が増加。家庭訪問等も活用し支援を実施したが、新たな支援策が必要と考える。 	A	<ul style="list-style-type: none"> 産後の子育て、育児手技に課題や不安を抱える産婦とその家庭の増加を受け、小グループでの支援等を実施する。 	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		04		家庭の教育力向上支援事業の推進	第5条	子育て支援課	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。	▶保育従事者を対象とした各種研修の中で、保護者からの相談に関する対応力を強化した。 ▶障害児保育研修では、多様な家庭の子育てについて学ぶことで、発達に課題のある子どもの育児に悩む保護者からの相談への対応力を強化した。 ▶地域子育て研修では、精神疾患のある保護者特有の育児の悩みを理解することで、配慮を必要とする保護者からの相談への対応力を強化した。 ▶西東京市保育の質のガイドライン研修では、子どもの目線に立った保育・子育てについて理解を深めることで、不適切保育・虐待など育児に不安を抱える保護者からの相談への対応力を強化した。	A	保育従事者等を対象に、家庭の教育力に関する相談の対応力強化を図る研修を実施する。
						幼児教育・保育課	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座や育児相談の事業を実施し、支援を図った。	A	引き続き事業の継続を図り、子育て家庭の支援を行う。
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、「三密」を避けるため、参加人数を抑えた小規模のイベント(ベビーマッサージ・赤ちゃん体操等)を実施する。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、「三密」を避けるため、参加人数を抑えた小規模のイベント(陶芸教室・笑いヨガ等)を実施した。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、イベントを実施する。
						子ども家庭支援センター	▶引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、広場の利用を継続する。 ▶交流事業や絵本事業の再開等も状況を見て実施に務める。	新型コロナで中止していた絵本事業については、9月から順次、各種行事を再開し、乳幼児や保護者の交流などに取り組んだ。	A	継続して実施する。
						公民館	▶子育てに関する講座を実施する。 ▶働いている保護者も参加可能な日時に、子育てに関する講座や子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。	▶子育て、教育に関する講座を実施した。 8講座・延べ46回実施。 ・乳幼児をもつ母親のための講座(保育付き)(12回) ・子育て中の人のための講座 家族みんなの食育講座(9回) ・女性のための講座 自分らしさを大切に楽しく子育て・自分育ち(9回) ・学歴期の子どもがいる人のための講座(4回) ・思春期の子どもに向き合うための講座(3回) ・子どもの課題を考える講座(1回)* ・人権講座 子どもの権利を考える(3回)* ・社会問題講座 不登校の子どもたちと共に歩む社会(5回)* *働いている保護者が参加可能な日時で、子育てや教育に関する講座(3講座・延べ9回実施) ▶子どもとその保護者が参加できる講座・事業を実施した。 7事業・延べ16回実施。 ※すべて、働いている保護者も参加可能な日時。 (後記【子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興】参照)	A	▶子育て、教育に関する講座を実施する。 ▶子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。
1-1	05			里親制度(養育家庭)の推進	第8条	子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶都と連携し、10月に里親制度のパネル展示や啓発のチラシ配布と、養育家庭(里親)体験発表会を開催した。 ▶児童相談所が主催する里親・児童相談所・児童養護施設・子ども家庭支援センターの連絡会に参加した。 ▶ホームページ等で里親等に関する情報提供を行った。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		06		スキップ教室(適応指導教室)の充実	第9条	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ▶引き続き、児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。 ▶スキップ教室指導員が通室児童・生徒の在籍校と密に連絡を取り合いながら、通室目標や指導方針を明確にするとともに、中1不登校未然防止委員会ですキップ教室、ニコモルムに通う生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校と連携を図りながら不登校の未然防止に努める。 ▶日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルム、教育相談センターの円滑な連携が図れるよう努めるとともに、関係機関との連携を図りながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶学校に登校しない・できない児童・生徒の背景について、子どもの生育歴・情緒・認知・社会性の発達、家庭環境、学校生活状況等から総合的に見立てを行い、その見立てを適応指導教室の指導員に共有し、子どもの状況に応じた支援や指導を行った。 ▶スキップ教室の指導員が通室児童・生徒の在籍校や教育相談員と連絡を密に取り、スキップ教室での様子、通室目標や指導方針等について情報を共有し、適切な支援に繋がるよう努めた。 ▶スキップ教室では事例検討会議を通して児童・生徒一人ひとりへの理解と子どもに応じた支援策の検討等を行い、指導員全員で情報を共有して組織的に対応を行った。 ▶中1不登校未然防止委員会を4回開催し、スキップ教室指導員が出席し、不登校傾向の児童・生徒の対応について教員と意見交換を行った。 ▶スキップ教室に通う中学3年生の生徒34名の内、33名が高等学校に進学し、入学と同時に学校復帰を果たした。1名はニコモルムにつながり、進学に向けた支援が始まった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶今年度も引き続き、児童・生徒の社会的自立を目指し、個別の教科指導・生活指導及びカウンセリング機能の充実を図る。 ▶スキップ教室指導員が通室児童・生徒の在籍校と密に連絡を取り合いながら、通室目標や指導方針を明確にするとともに、中1不登校未然防止委員会ですキップ教室、ニコモルム、令和4年11月に開設したニコモテラスに通う児童・生徒についての理解と指導の成果を各学校の教員と共有し、学校と連携を図りながら不登校の未然防止に努める。 ▶日頃から児童・生徒の情報の共有を行い、スキップ教室、ニコモルム、ニコモテラス、教育相談センターの円滑な連携が図れるよう努めるとともに、関係機関との連携を図りながら不登校の児童・生徒一人ひとりに寄り添い適切な支援を行う。 ▶不登校児童・生徒を取り巻く現状及び課題を整理し、不登校対策に資するスキップ教室のあり方を検討する。
		07		【名称変更】R2～子ども自身が相談しやすい体制の充実 ((旧名称)子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討)	第9条	子ども家庭支援センター 子育て支援課	<p>今後も継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶市内全公立小中学生向けにヤングケアラー啓発リーフレットを自主作成し、相談先として子ども相談室と子ども家庭支援センターを案内し、市ホームページに掲載した。 ▶子ども向けヤングケアラー啓発動画を自主作成し、教育委員会に動画の提供と、市ホームページに掲載した。 ▶市ホームページに子ども家庭支援センターの案内とヤングケアラー「家族を介護・ケアする子どもたち」に掲載した。 	A	継続して実施する。
							<ul style="list-style-type: none"> ▶引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。 ▶より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施しているほか、手紙、FAXでの相談も受け付けている。 ▶子どもからの新規相談件数:31件 ※全新規相談件数:82件 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶引き続き子ども自身が相談しやすい体制として、フリーダイヤルによる電話相談や市のお問い合わせフォームを活用したインターネットによる相談システムを実施するほか、手紙、FAXでの相談を行う。 ▶より子ども自身が相談しやすい体制とするため、Twitter、Facebook、LINEの定期的な投稿等により子ども相談室及び相談方法(面談、電話、メール、手紙、FAX)の周知を図る。また、子ども相談室はどんなことでも相談できる機関であることを併せて周知していく。
		08		スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化	第9条	教育支援課	<ul style="list-style-type: none"> ▶引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、配置校にスクールカウンセラーを派遣する。 ▶スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育委員会等との情報交換を行い、情報の共有化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶市立小・中学校全校に東京都のスクールカウンセラーを各校1名配置し、配置校に年間38回派遣を行った。 ▶令和4年度も田無第一中学校及び保谷中学校については学校の実態やニーズに基づいた支援の一層の充実のため、東京都公立学校スクールカウンセラー追加配置を活用し、追加配置を行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶今年度も引き続き、全市立小・中学校に東京都のスクールカウンセラーを配置し、配置校にスクールカウンセラーを派遣する。 ▶スクールカウンセラー連絡会を活用し、教育委員会等との情報共有を行うことにより、相談体制の一層の充実を図る。
		09		【新規】R2～学校における人権教育の実施	第14条	教育指導課	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施していく。	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科を中心として実施した。	A	「西東京あったか先生」の取組を継続し、「人権教育プログラム」からの人権課題とした授業を道徳科等で実施していく。
		10		子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進	—	子育て支援課	子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行う。	子ども条例副読本配布、市立小・中学校での出張授業を行い、子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行った。	A	子どもの権利の学びを通していじめその他の権利侵害への対応について啓発を行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		11	重-10	要保護児童対策地域協議会の活用	第4条 第6条 第8条	子ども家庭支援センター	今後も関係機関との情報連携を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 切れ目のない支援として未就学部会、発達支援部会、就学部会と部会形式に分け、それぞれ関係する職員が集まり、部会を通して要支援児童等の情報や支援について共有し連携を図った。 ▶ 関係機関向けに現場での児童虐待対応の基本講座(虐待防止支援員養成講座)や専門家による研修(テーマ別研修)を実施した。 ▶ 未就学部会として地域子育て支援センターと健康課と子ども家庭支援センターで、「地域子育て支援センター会議」を4回開催し、気になる児童、保護者について情報共有を行った。 ▶ 個別ケースの支援を協議するためケース検討会議を94回実施した。 	A	継続して実施する。
		12		虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討		子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。	市内幼稚園・保育園と、市内公立小学校1年生の親向けに「体罰などによらない子育てハンドブック」を配布し、虐待や虐待防止に係る周知・啓発を行った。	A	継続して実施する。
		13	重-1	虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実	第6条 第8条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関について情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、相談窓口や関係機関の情報を掲載する。
	子ども家庭支援センター					新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら今後も事業の継続に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関に対し、虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を行い、早期発見・通告・早期対応をするための知識向上を図った。 ▶ 田無警察署と連携し、フレスポひばりが丘、田無駅、ひばりが丘駅にて児童虐待防止啓発活動を行った。 ▶ 児童虐待推進防止月間(11月)を活用し、市のホームページに掲載、市報での広報、庁用車にマグネットステッカーを貼付けての周知等を行った。 	A	継続して実施する。	
		14	重-1 重-3	子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供	第14条	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶ 副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に配布する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども条例副読本等を活用した出張授業を小学校及び中学校で実施した。 ▶ 小学校の授業で活用する副読本指導書を完成させた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども条例副読本等を活用した出張授業を実施する。 ▶ 副読本指導書を授業で活用できるよう市内小学校に電子データを送付する。
	児童青少年課					<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども相談室と協力し、児童館イベント時に子どもの権利について学ぶ機会を設ける。 ▶ 児童館職員研修において、子どもの権利について指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童館の指導において、子どもたちの権利を侵害することがないよう、児童館職員研修を通じて指導を行った。 ▶ 学童クラブ指導員研修において、子ども人権について講義を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども相談室と協力し、学童クラブ指導員向けに子どもの権利について学ぶ機会を設ける。 ▶ 児童館職員研修において、子どもの権利について指導を行う。 	
	子ども家庭支援センター					※子育て支援課で実施	※子育て支援課で実施	-	※子育て支援課で実施	
1-2-1 地域のシステムづくり										
		01	重-2	子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。	中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、従来の会場開催を実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、中高生年代プロジェクトの支援及び各館において実施している中高生事業の推進を引き続き実施する。
						みどり公園課	指定管理者の事業をはじめ、引き続き子ども対象の企画に取組む。	指定管理者が子どもが参加しやすい事業として「プレーパーク」、「初心者インラインスケート教室」、「四季を楽しむクラフト」などの事業を実施した。	A	指定管理者の事業をはじめ、引き続き子ども対象の企画に取組む。
		02	重-4	児童館の親子で参加できる行事や企画の充実	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、乳幼児と保護者向けの事業については人数制限をしながら実施した。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、親子で参加できるイベントを実施していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		03	重-2	【名称修正】R2～子ども参画による広報誌づくりの継続 (旧名称)子ども参画による広報紙づくりの実施	第13条	図書館	YA向け情報誌「CATCH」の共同編集において、対面での編集会議とリモートでの編集作業を併用し、YA世代が編集に参加しやすい環境を継続する。	▶コロナ禍前の対面による編集会議を実施することができた。編集会議のメンバー(編集委員)が対面で話し合いができる環境のなか、活気のある会議となり、YA世代のより自由な発想やアイデアが出され、「CATCH」の誌面に活かされた。 編集委員と図書館担当者との連絡等は、メールにて行い、部活や習い事等で多忙なYA世代が役割を担えるよう、効率的な編集に務めた。	A	▶対面のメリットである、意見が言いやすい雰囲気での編集会議となるよう日程等を調整し、YA世代が自由に意見交換ができる編集会議を目指す。 ▶新型コロナウイルス感染症の拡大など不測の事態には、Zoomによる編集会議を併用するなど、YA世代が引き続き「CATCH」の編集に携われるよう対応する。
		04	重-3	子ども調査の推進	第13条	児童青少年課 図書館	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施していく。 図書館計画策定の準備として、利用者アンケートを実施予定。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きなイベントは実施出来なかったが、事業の児童館利用者等への聞き取りは実施できた。 図書館計画策定の準備として、利用者アンケートを実施した。	B A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、児童館利用者等へのアンケートやヒアリングを実施していく。 利用者アンケートの結果を参考に図書館計画を策定する。
		05		防犯対策の充実	第4条 第6条 第11条	危機管理課 児童青少年課 教育指導課	▶コロナ禍における各団体との個別なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶犯罪発生時における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。 ▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。 ▶市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	▶コロナ禍における各団体との個別なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 ▶あんぜんパワーアップ教室の実施 ▶複数の学童クラブにおいて防災、防犯意識を高めることを目的とした避難訓練を行った。 ▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から小中学校の「子ども110番ピーポくんの家」の活動は規模を縮小せざるを得なかった。 ▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行った。 ▶市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行った。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図った。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	A B A	▶コロナ禍における各団体との個別なパトロール実施 ▶市報、ホームページ、いーなメールでの広報啓発活動 ▶防犯活動団体への補助金交付 ▶小学校における地域安全マップ作製支援の実施 ▶春・夏・年末における防犯活動団体などへのパトロール強化依頼の実施 ▶各種機会を通じた防犯マニュアルの配布 ▶特殊詐欺未然防止のため、高齢者世帯への自動通話録音機給付 ▶特殊詐欺被害防止啓発用動画普及 ▶わんわんパトロールへの参加協力依頼 ▶あんぜんパワーアップ教室の実施 ▶新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、職員研修等を通じて防犯意識の向上を図っていく。 ▶「子ども110番ピーポくんの家」の総会を開催し、地域への情報共有を図る。 ▶「安全教育プログラム」活用し、各学校の安全教育をより一層充実するよう、国や東京都の取組や本市の事故の状況等を積極的に発信し、具体的に指導・助言を行う。 ▶市内全小学校の安全連絡会において引き続き、地域支援による安全確保の取組を行う。 ▶スクールガードリーダーによる市内全小学校に対する巡回指導を行い、「安全教育プログラム」等を活用し安全教育のより一層の質の向上を図る。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。
		06		青少年育成会への支援の充実	第5条 第7条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行っていく。	▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、各小学校区で地域活動をする育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。 ▶育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会も中止せざるを得なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、各小学校区で地域活動をする育成会活動と、育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会の支援を行っていく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
1-2-1	07			農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充	第4条第13条	児童青少年課	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、市内の産業と直接触れ合う機会を設けていく。 ▶ 各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行っていく。	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館、学童クラブでは規模の大きいイベントを実施できなかった。 ▶ 地域で活動をする育成会の活動もほとんどが中止になってしまった。	C	▶ 新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き、市内の産業と直接触れ合う機会を設けていく。 ▶ 各小学校区の青少年育成会の活動の支援を行っていく。
						産業振興課	▶ 「親子で野菜づくりにチャレンジ」を実施予定 ▶ 「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・6月・7月・9月・10月・11月実施予定)	▶ 「親子で野菜づくりにチャレンジ」を実施 ▶ 「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・6月・7月・9月・10月・11月実施)	A	▶ 「親子で野菜づくりにチャレンジ」を実施予定 ▶ 「農のアカデミー体験実習農園」に幼稚園・保育園・小学校単位で参加(4月・5月・7月・9月・10月・11月実施予定)
						公民館	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に留意した子ども対象事業を実施する。 ▶ 地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。 ▶ 青少年を対象とした地域課題を取り上げた講座を実施する。	▶ コロナ禍のため、地域人材を活用した、密接を伴うものづくり体験の講座は実施しなかった。 ▶ 子どもとその保護者を対象として、ものづくりを体験する講座を実施した。1講座・1回実施。 ▶ 「インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座～みんなでたのしくアート!」(1回) ▶ 地域課題を取り上げた子ども対象講座を実施した。1講座・3回 ▶ 「中学生が企画! 小学生向け防災講座 たのしく防災を学ぼう!」(3回)	A	▶ 地域団体や地域人材を活用した子ども対象事業を実施する。 ▶ 子どもを対象として、ものづくりを体験する講座を実施する。 ▶ 青少年を対象とした地域課題を取り上げた講座を実施する。
						地域共生課	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りつつ、社会を明るくする運動のあいさつ活動に協力する。 ▶ 小学校区ごとのふれまち住民懇談会独自の活動として地域パトロール、地域まつりへの協力参加などを行っていく。	▶ 社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力した。 ▶ ふれまち住民懇談会ごとに、年に2回実施される地域合同パトロールに参加し、日常的な地域パトロール活動では、清掃やPRチラシの配布等と合わせて実施した。 ▶ 保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。	A	▶ 社会を明るくする運動のあいさつ運動に協力する。 ▶ 地域のパトロール活動が広がっていくよう、働きかけを行う。 ▶ 保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。
	08	重-2重-4	【名称変更】R2～地域の人材発掘・養成・活用の推進 (【旧名称】地域の人材発掘・養成・活用の推進(プレイリダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む))	第4条第7条	地域共生課	▶ 都立高校への関わり方について検討する。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。 ▶ ボランティア活動啓発として「ボランティアって、なあに?」を市立小中学校に児童・生徒への配布を依頼し、「夏!体験ボランティア西東京2022」へ参加を促す。	▶ 都立高校の奉仕活動授業での講演依頼はなかった。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、福祉体験授業をボランティア団体や障がい当事者(盲導犬)に協力いただき実施し、児童、生徒へ学びの機会を提供した。 ▶ 「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ 本年は、校長会を通じての周知を行うことができなかった。	A	▶ 都立高校への関わり方について検討する。 ▶ 小学校・中学校からの総合的な学習の時間への依頼に対し、登録ボランティア・ボランティア団体などと連携し、協力していく。 ▶ ボランティア活動啓発として「夏!体験ボランティア西東京2023」へ参加を促す。	
	09		各国の子どもが集える事業の検討	第7条	文化振興課	実施予定なし。	実施なし。	-	実施予定なし。	
	10		市報や市のホームページの子ども向け情報の充実	第13条	秘書広報課	引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。	▶ 市報については、写真やイラストを用いるなどして、子どもたちが興味を持てるように努めた。また、子どもたちが興味を持ちそうな科学コラムの記事などは、漢字にルビをふるなどして、読みやすくなるように工夫した。 ▶ 1年かけてSDGsの記事を帯コメントに掲載し、子どもたちが分かりやすい表記を心がけた。 ▶ ホームページについては、イベントやおすすめ記事など、通常の記事を分かりやすい言葉を使うなどしてキッズページに掲載した。	A	引き続き、市の有する広報媒体を活用し、子ども向けの情報発信の充実に努める。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
	11			子どもに必要な情報を届けるしくみの整備	第13条	子育て支援課	▶市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ▶子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。 ▶市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。	▶キッズページのトップページにある「なやみごと相談室」をクリックすると「どんなことでも相談できるよ(メール相談受付フォーム)」のリンクが最上部に来るよう改善を図った。 ▶子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、イラストを多用し、小学6年生までに学習する漢字を使用し漢字にはふりがなをつけて作成することで、子どもの読みやすいものとなるよう心掛けた。 ▶「ほっとルーム通信」は、市内在住の全小・中学生に配布したほか、市内の高等学校や公共施設に配布を行った。	A	▶市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。 ▶子ども相談室が発行する「ほっとルーム通信」について、子どもに読みやすい内容となるよう心掛ける。 ▶市内在住の全小・中学生に配布するほか、市内の高等学校や公共施設等に配布を行う。
						文化振興課	▶令和4年度も配布・実施予定。 ▶より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。	▶やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	▶令和5年度も配布・実施予定。 ▶より広く情報を届けるしくみを引き続き検討する。
	12			子ども向け情報提供方法の検討	第13条	秘書広報課	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。	子ども向けにイベントを情報発信する際には、ホームページのキッズページブランディングエリアを活用して、よりわかりやすく興味を持てるようなページ作りに努めた。	A	市報・ホームページをはじめSNS等の広報媒体を活用し、効果的な情報発信に努める。
						教育企画課	引き続き、子どもたちが読みやすく、興味を持てるような記事の作成に努め、Twitterを利用した情報発信に努める。	広報紙について、誰もが読みやすい紙面づくりを心掛けた。最新の情報を学校と連携し、定期的にTwitterを利用した情報発信に努めた。	A	引き続き子どもたちが読みやすく、興味を持てるような広報紙づくりを心掛けるとともに、子ども向けの次期教育計画概要版を作成予定
						教育指導課	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言する。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言した。	A	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、より児童生徒が授業に関連する内容を検索したり、検索した内容を活用したりできるような学習計画を立てるよう指導・助言する。
	13			有害情報からの子どもの保護	第11条	児童青少年課	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。	東京都より配布されるリーフレット等による啓発活動や育成会への情報提供に努めた。	A	引き続き、必要な情報が提供されるよう啓発活動の促進を図る。
教育指導課						西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図る。	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図った。	A	西東京市GIGAスクール構想基本方針のもと、タブレットを活用を図り、情報活用能力の育成を図る。	

1-2-2 居場所づくり

01	重-2 重-3		子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進	第12条 第13条	子育て支援課	子どもを対象とした子どもの居場所と学習支援についてのアンケートを実施し、子どもの意見聴取に努める。また、アンケート結果を子ども施策推進本部を通して庁内で共有する。	子どもを対象とした子どもの居場所と学習支援についてのアンケートを実施し、アンケート結果を子ども施策推進本部を通して庁内で共有した。	A	▶庁内での子どもの参画に係る取組状況を調査する。 ▶子ども施策推進本部内に子どもの参画検討部会を設置し、庁内調査結果をもとに子どもの参画に係る手引を作成する。 ▶手引の内容を庁内に周知することで取組を推進する。
					みどり公園課	泉小わくわく公園協議会と指定管理者で、地域ニーズにあったイベント実施に取組む中で、高齢者から子供までが地域コミュニティーの場になるような取組を検討していく。	泉小わくわく公園協議会と指定管理者の協働で泉小わくわくDAYを実施した。その中で、ボール広場での花火コーナーや、公園の防災施設をめぐるクイズラリーなどの取り組みを実施した。	A	引き続き、泉小わくわく公園協議会と指定管理者が協働して、地域ニーズにあったイベント実施に取組む中で、高齢者から子どもまでが地域コミュニティーの場を創出するような取組を検討していく。
02			子ども参画による生涯学習事業の推進	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、音楽イベント等の規模の大きなイベントを一部実施した。 ▶中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、従来の会場開催を実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、引き続き実施していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		03	重-4	児童館の再編成と機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	令和4年度中に策定する、「児童館等再編成方針実行計画」に則した対応を実施する。	エリア(圏域)を踏まえた再編の方針を踏まえ、具体的な計画の策定に向けて検討した。	B	エリア(圏域)を踏まえた再編の方針を踏まえ、引き続き具体的な計画を策定していく。
		04	重-5	青少年センター機能の充実	第12条 第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、音楽イベント等の規模の大きなイベントを一部実施した。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえつつ、中高生年代に魅力のある企画を提案し、中高生年代が事業の運営に参加することで、青少年センター機能の拡充を図ると共に、特化型児童館としての利用率の向上を目指す。
		05	重-2 重-6	屋内外の居場所の充実	第12条	児童青少年課	児童館ランチタイムの実施館を拡充する。 サマー子ども教室は、実施館を拡充して一般児童を対象とした教室形式での開催を検討する。	▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、児童館6館でランチタイムを実施した。 ▶サマー子ども教室は、田無小学校・谷戸小学校・保谷第一小学校において一般児童を対象に実施した。	A	▶児童館ランチタイムの実施館を検討する。 ▶サマー子ども教室は、より多くの児童が参加できるように、定員を増やして実施することを検討する。
文化振興課	▶保谷こもれびホールのフリースペースについては、令和4年度から運用を開始する。 ▶その他の事業については、令和4年度も実施予定。					▶保谷こもれびホールの1階エントランスホールを学習や読書、団らん等で使用できるフリースペースとして活用した。 ▶コール田無のロビーや2階のコミュニティルームを子どもたちの居場所・学習場所として活用した。	A	継続して実施する。		
スポーツ振興課	▶スポーツセンター個人開放事業 (バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶総合体育館個人開放事業 (バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶きらっと個人開放事業 (バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) 上記の事業は指定管理者が実施予定					▶スポーツセンター個人開放事業 (バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶総合体育館個人開放事業 (バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶きらっと個人開放事業 (バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) 上記の事業は指定管理者が実施	A	▶スポーツセンター個人開放事業 (バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球) ▶総合体育館個人開放事業 (バスケットボール・バドミントン・卓球) ▶きらっと個人開放事業 (バスケットボール・ソフトバレーボール・バドミントン・卓球・社交ダンス) ▶屋外施設(向台グラウンド又は市民公園グラウンド)開放事業(サッカー) 上記の事業は指定管理者が実施予定		
みどり公園課	令和3年度に策定した「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、市内にある貴重な自然を活用してもらえるように検討していく。					下保谷四丁目特別緑地保全地区において、年間24回の一般開放及び四季折々のイベントを年間5回行い、子どもたちにとっても地域の文化・自然を感じられる居場所として楽しめるような事業を実施した。	A	「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」に基づき、引き続き、子どもたちも含めた市民の皆さんに、市内にある貴重な自然を活用してもらえるように検討していく。		
		06	重-4	学校等の活用による放課後の居場所の充実	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き連携していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後子ども教室が通常通り実施されなかったため、連携を拡大することは出来なかったものの、複数の学校施設開放運営協議会と打ち合わせを行い、新型コロナウイルス感染症の感染状況が改善後の協議を行うことが出来た。	B	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き連携していく。
				社会教育課		▶全小学校において、放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図っていく。 ▶学習活動の機会提供の実施教数を拡充すると共に、多様な団体と協働しながら実施していく。 ▶放課後子供教室と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子どもの居場所づくりに取り組む。	▶全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図った。 ▶放課後子供教室事業の一環として、「学習機会の提供事業」を12校で実施した。 ▶放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習事業を実施し、子供の居場所づくりに取り組む。	A	▶全小学校において放課後子供教室事業を推進し、学校施設を活用した子供の安全・安心な居場所の充実を図る。 ▶学習活動の機会提供の実施教数を拡充すると共に、多様な団体と協働しながら実施していく。 ▶放課後子供教室事業と地域生涯学習事業の事業目的や位置付けの整理を行いながら、市内小学校施設において、地域生涯学習を実施し、子供の居場所づくりに取り組む。	
		07		各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進	第4条 第5条 第7条 第12条	地域共生課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、適宜感染防止対策に努め、利用者が安心・安全に、そして可能な限り活動が継続できるよう支援していく。	▶上半期は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を自粛しているグループが多かったが、年明け2月から拠点の活動制限を解除することができ、飲食を伴う活動(サロン、子ども食堂)なども徐々に再開し始めてきた。	A	▶新型コロナウイルス感染症の予防に留意しつつ、近隣住民などの理解と協力を得ながら、利用者が安心・安全に、そして可能な限り活動が継続できるよう支援していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
1-2-2	08	重-6	おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施	第12条	総務課	▶保谷庁舎については、庁舎解体が終了する7月29日まで、市民広場での子どもの遊び場確保が困難となる。その後は、市民広場の利用を継続する予定である。 ▶田無庁舎については、子どもの遊び場確保が困難である。	▶保谷庁舎については、旧保谷庁舎解体工事の終了に伴い、令和4年7月から市民広場の全面利用を再開した。 ▶田無庁舎については、子どもの遊び場確保が困難である。	B	▶保谷庁舎については、令和4年7月から全面利用を再開した市民広場の利用とあわせて、令和5年9月以降は旧保谷庁舎跡地の一時広場開放も行う予定である。 ▶田無庁舎については、引き続き子どもの遊び場確保が困難である。	
					文化振興課	令和4年度も実施予定	コール田無:ピッコロ広場(乳幼児交流施設)併設	A	継続して実施する。	
					公民館	▶全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、既に子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっている。しかし、コロナ禍の令和2年度以降は、感染拡大防止のためにロビーの利用を一部制限している。新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら制限を緩和することを考えているが、利用の制限が続く場合もある。 ▶引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。 ▶令和4年度から、耐震補強等改修工事により田無公民館ロビーに学習コーナーが設置された。子どもの利用も見込まれる。	▶全館のロビーは子どもも自由に利用できる空間であり、コロナ禍以前は、子ども同士の歓談や自主学習等が行われる居場所となっていた。令和2年度以降は感染拡大防止のためにロビーの利用を一部制限していたが、令和4年11月、制限を一部解除し、令和5年3月、全面解除した。今後、利用が見込まれる。 ▶芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施した。 ▶令和4年度から、田無公民館ロビーに学習コーナーが設置されたが、高校生を中心に利用された。	B	▶コロナ禍の制限が解除され、公民館ロビーの子どもの利用が戻ってくることが予想されるので、子どもの居場所としての環境を整える。 ▶引き続き、芝久保公民館で夜間個人学習支援試行事業を実施する。	
		09	【名称変更】R2～新・放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討 (〔旧名称〕放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討)	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き連携していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、放課後子供教室が通常通り実施されなかったため、連携の強化を図ることが出来なかった。	B	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き連携していく。	
				社会教育課	▶放課後子供教室と学童クラブとの一体型・連携型については、児童青少年課と調整し、実施校の充実を図る。 ▶令和4年度は、西東京市行動計画に基づき、一体型の実施校を2校増やすことを目指す。	放課後子供教室と学童クラブとの連携については、一体型・連携型について、10校にて実施することができた。	A	今後においても学童クラブとの連携については、西東京市行動計画に基づき、連携校増加に努めていく。引き続き児童青少年課と連携しながら、連携校の拡大に取り組んでいく。		
						子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	文化振興課	▶市民まつりについては、引き続き、各実行委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を検討する。 ▶その他の事業は新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、実施する予定。	▶市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等について西東京市民まつり実行委員会と協議した結果、令和4年度は休止した。また、令和5年度の市民まつりについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を踏まえた実施方法や、子どもゾーンの新設等、西東京市民まつり実行委員会と検討した。 ▶市民文化祭期間中に、「日本の文化体験フェス」in 市民文化祭を全11体験実施し、75人(うち子ども69人)が体験に参加した。 ▶多摩六都事業にてパラアート制作ワークショップを全4回実施し、圏域5市に在住・在学の障害を持つ中高生延べ38人が参加した。 ▶地域の伝統文化継承事業であるどんど焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を15事業を実施し、3,944人が参加した。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定	
		10		子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興	第11条	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ▶10月に市民スポーツまつりを実施予定。 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。 ▶6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定。 ▶2月にロードレース大会を実施予定。 ▶スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。 ▶指定管理者主催事業として、6月・10月に少年・少女サッカー教室、7月にスポーツの日イベント、10月にスポーツまつり、少年・少女野球教室、3月に自主事業教室発表会を実施予定。 ▶その他各種教室を通年で実施予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶10月10日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施(半日開催) ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施 ▶6月・12月に早稲田大学野球教室を実施 ▶2月にロードレース大会を実施予定だったが、前日の降雪で中止 ▶スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。2月の小学生ドッジボール大会5・6年生大会は、大会の代わりに体験会を実施 ▶指定管理者主催事業として、8月に東京ドーム親善ジュニア野球教室、12月にFC東京によるジュニアサッカー教室、12月にクリスマス自主事業(ダンス)発表会を実施 ▶その他各種教室を通年で実施予定 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶10月(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施予定。 ▶秋に少年野球大会、少年サッカー大会を実施予定。 ▶6月・11月に早稲田大学野球教室を実施予定。 ▶2月にロードレース大会を実施予定。 ▶スポーツ推進委員主管事業として、7月に小学生ドッジボール大会3・4年生大会、2月に小学生ドッジボール大会5・6年生大会を実施予定。 ▶指定管理者主催事業として、親善ジュニア野球教室(夏季)スポーツフェスティバル(11月)、ジュニアサッカー教室(12月)、自主事業教室発表会(3月)にを実施予定。 ▶その他各種教室を通年で実施予定。 	
						公民館	子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶子どもとその保護者を対象とした事業及び青少年を対象とした事業を実施。 ▶子どもとその保護者対象 7事業・延べ16回実施 ・人形劇フェスタ in 西東京(4回) ・小学生と保護者で楽しむ講座 水辺の生物(3回) ・親子おたのしみ企画 ドキ土器考古学(2回) ・インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!(1回) ・親子で楽しむ講座 谷戸セミナー(1回) ・親子で楽しむ講座 プラネタリウムシアター(2回) ・親子講座 みんなでつくる! 駅前演奏会(3回) ▶青少年対象 6講座・延べ38回実施。 ・中学生・高校生対象講座 K-POPをカッコよく踊ろう!(19回) ・子ども体験講座 図形に親しむ(2回) ・子ども向け自然観察講座 カブトムシが好きな子あつまれ!(3回) ・中学生が企画! 小学生向け防災講座 たのしく防災を学ぼう!(3回) ・子ども向け学習講座 カレー作りゲームで学ぶお金の基本のキ(2回) ・あつまれ! みんなのけいおん講座(9回) 	A	子ども及び子どもとその保護者を対象とした多様な事業を実施する。	
						図書館	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、対面での体験イベントを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶一日図書館員 参加者66名(小学生57名・中学生9名) ▶科学ワークショップ「色のじっけん!ペンの色を分けてみよう!」令和5年1月14日実施・26名参加 ▶図書館バックヤードツアー 令和4年8月19日(中央図書館・24名参加、ひばりが丘図書館・8名参加) ▶「おひざのうえてよみきかせよ〜乳幼児保護者向け絵本講座〜」(全2回)令和5年3月7日・3月14日実施・32名参加 ▶保谷こもれびホール子ども食堂 もぐもぐ(資料の貸出・展示)8月・10月・12月・1月・2月・3月実施 ▶短歌作りワークショップ「詠んでみよう わたしの短歌」(全2回)令和5年11月19日・12月10日実施 9名参加□ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶一日図書館員 参加者66名(小学生57名・中学生9名) ▶科学ワークショップ「色のじっけん!ペンの色を分けてみよう!」令和5年1月14日実施・26名参加 ▶図書館バックヤードツアー 令和4年8月19日(中央図書館・24名参加、ひばりが丘図書館・8名参加) ▶「おひざのうえてよみきかせよ〜乳幼児保護者向け絵本講座〜」(全2回)令和5年3月7日・3月14日実施・32名参加 ▶保谷こもれびホール子ども食堂 もぐもぐ(資料の貸出・展示)8月・10月・12月・1月・2月・3月実施 ▶短歌作りワークショップ「詠んでみよう わたしの短歌」(全2回)令和5年11月19日・12月10日実施 9名参加□ 	A	<p>【課題】</p> <p>YA世代が参加しやすい日程(開催時期・時間)とする調整等が課題である。</p> <p>【取組予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶一日図書館員 ▶図書館バックヤードツアー ▶児童向け参加型行事の実施 ▶YA向けワークショップ文章教室 ▶YA向け情報リテラシー講座
		11		音楽練習室等活用の推進	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	<ul style="list-style-type: none"> ▶新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、音楽関連事業を実施した。 ▶音楽練習室については人数制限を設けて利用を受け入れた。 	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
				音楽練習室等活用の推進	第12条	文化振興課	令和4年度も実施予定。	コール田無及び保谷こもれびホールには音楽練習室が設置されている。	A	継続して実施する。
	12	重-6		図書館の子どもスペースの充実	第12条	図書館	中高生にとって関心が深いテーマの本、時代に即した新しい情報の資料などを積極的に購入する。中高生が活用できる魅力ある書架づくりを継続する。	中高生にとって興味・関心のあるテーマ(「推し」「アニメ」「AI」「プログラミング」など)や、時代に即した新しい情報(「18歳成人」「ウクライナ関連」など)の資料の購入を進めた。中央図書館は、耐震補強等改修工事に伴う書架レイアウト変更等を行ったことで、中高生コーナーが見やすくなった。	A	引き続き、中高生のニーズを積極的に取り入れながら、新しい情報に留意し、資料の購入を進め、中高生が活用しようとする興味・関心を持つ魅力ある書架づくりを継続する。
	13			【名称変更】R2～読み聞かせ実演者育成事業の推進(【旧名称】読み聞かせリーダー育成事業の推進)	第7条	図書館	第5期おはなし会ボランティア養成講座修了者に対し、中級講座を実施。	第5期おはなし会ボランティア養成講座修了者に対し、中級講座を実施した。	A	1～5期おはなし会ボランティアを対象にフォローアップ講座を実施する。
	14			「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進	第12条	スポーツ振興課	補助金の交付や、市報を通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、コスボ東伏見)の事業をPRするなど、クラブの活動を支援する。	補助金の交付(コスボ東伏見)や、市報やホームページを通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、コスボ東伏見)の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援した。	A	補助金の交付(コスボ東伏見)や、市報やホームページを通じてクラブ(にしはらスポーツクラブ、コスボ東伏見)の事業をPRするなど、両クラブの活動を支援する。
	15			身近にボール遊びのできる場所の検討	第12条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館の利用人数や利用時間に制限を設ける等、制限を行わざるを得なかったが、その中でも多くの子どもが、安全にボール遊びを楽しめるよう工夫した。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。
スポーツ振興課						健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施予定	健康広場、芝久保運動場個人開放事業(指定管理者)を実施した。	A	健康広場、芝久保運動場、市民公園グラウンドでの個人開放事業(指定管理者)を実施予定	
みどり公園課						令和3年度に交換しなかった公園について、令和4年度にまり遊びについての看板をラミネート看板から丈夫な看板へ交換し、まり遊びについての周知を図る。	まり遊びの周知に関し、令和3年度にラミネート看板から丈夫な看板に交換できなかった公園について、交換作業を行うことができ、まり遊びについての周知を図ることができた。	A	引き続き、まり遊びについての周知に努めていく。	

2 おとな(親)になることを支える

2-1 心身及び経済的な自立

01			タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発	第11条	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 薬物乱用防止教室については、今後学校と学校薬剤師との調整で継続実施となるため、健康課では実施状況は把握しなくなる。 ▶ 小中学校への歯科健康教育は、コロナ禍により実技ができなくなったため、保育園当時から実技教育を受けない年代が増加しており、今後子ども自身による口腔ケアの維持向上に負の影響が生じると懸念される。実施方法を更に検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 薬物乱用防止教室は、学校薬剤師へ移行となった。 ▶ 歯科健康教育については、令和4年度も、実技指導は実施ができないことから、歯科医師会との連携事業の中で、デジタル教材による歯科教育資料を作成。今後、それらを活用し、視覚的にも、分かりやすい健康教育の実施に努める。 	A	歯科デジタル教材の活用により、児童・生徒がイメージを持ち、取り組みやすい口腔衛生について、継続実施する。
					教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。 ▶ セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図った。 ▶ セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 小学校体育科の保健領域及び中学校保健体育科の保健分野においてタバコ・薬物・性感染症に係る指導の在り方について工夫及び改善を図る。 ▶ セーフティ教室や薬物乱用防止教室の在り方を工夫・改善し、健全育成の一層の推進を図る。
		第9条	児童青少年課	青少年問題協議会において情報交換を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、協議会を2回、専門部会を1回開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行った。	A	協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行い、報告書を作成する。		

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
2-1		02	重-5	社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討	第9条	児童青少年課	▶ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。 ▶ひきこもりニート対策事業の主管課である生活福祉課との連携を行う。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。	▶ひきこもりサポートネット窓口としての対応を継続して行っている。 ▶児童館ランチタイムの利用を通じて家庭状況が垣間見れることから、問題を抱える家庭の早期発見と情報共有を図ることができた。	A	▶ひきこもりサポートネットの窓口を継続する。 ▶ひきこもりニート対策事業の主管課である地域共生課との連携を行う。 ▶児童館、学童を利用する中で発見された問題を抱える家庭について、教育機関や子ども家庭支援センターとの情報共有し、連携を行う。
		03	重-7	青少年のしゃべる場の設定	第13条	児童青少年課	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、児童館の利用にも制限を行わざるを得なかったが、様々な機会をとらえて青少年が自分の考えや意見を言える場の提供に努めた。	A	継続して実施する。
		04	重-7	【新規】R2～青少年年間における事業実施	第4条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、音楽イベント等の規模の大きなイベントを一部実施した。	B	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、継続して実施する。
		05	重-6	「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討	第10条	子育て支援課	子ども施策推進本部及び学習支援検討部会で、令和3年度の子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価と検証を行う。	▶子ども施策推進本部及び学習支援検討部会で、令和3年度の子どもの居場所と学習支援の具体的な取組に係る評価と検証を行った。 ▶子どもの居場所と学習支援の取組方針の改定に向けた検討を行った。	A	学習支援検討部会にて子どもの居場所と学習支援の取組方針の改定案を検討、子ども施策推進本部にて方針の改定を決定する。
		06		入所型施設退所後の支援の検討	第10条	子育て支援課	児童養護施設退所者への支援も検討する必要があるが、子どもから若者への切れ目のない支援に対応する部署が明確になっていないため、庁内での調整が必要である。	▶母子生活支援施設入所者に対し、退所後の自立を目標に支援を行った。 ▶児童養護施設等退所後の相談があった場合は、福祉丸ごと相談窓口につないでいる。	B	児童養護施設退所者への支援も検討する必要があるが、子どもから若者への切れ目のない支援に対応する部署が明確になっていないため、庁内での調整が必要である。
		07		【名称変更】R2～学校教育全体を通して行うキャリア教育の推進 (【旧名称】学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進)	第10条	教育指導課	▶特別活動を充実させる。また、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換していく。	▶特別活動を充実させ、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図った。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行った。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換を行った。	A	▶特別活動を充実させる。また、中学校における職場体験学習等の工夫や改善を図り、キャリア教育の一層の推進を図る。 ▶児童・生徒がキャリア・パスポートの活用を通して、自己を見つめるとともに生き方を考えることができるよう指導の工夫・改善を図り、キャリア教育の充実を行う。 ▶キャリア担当者連絡会等を活用し、情報交換していく。
		08		乳幼児とふれあう場づくりの推進	—	幼児教育・保育課 教育指導課	職場体験の積極的な受入れを継続して行う。 新型コロナウイルス感染症予防の中で、新しい生活様式の中で幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていく。	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、職場体験などの受入れを行った。 新型コロナウイルス感染症予防の中で、幼稚園、保育園との交流ができるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図った。	A B	職場体験の積極的な受入れを継続して行う。 幼稚園、保育園との交流がより行えるよう年間指導計画の改善を図り、可能な限り交流を図っていく。
		09	重-7	子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり	第4条 第13条	児童青少年課 児童青少年課	青少年問題協議会において情報交換を行う 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮をしつつ、協議会を2回、専門部会を1回開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行った。 ▶中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、従来の会場開催を実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。 ▶育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。	A B	協議会、専門部会を開催し、その中で活動テーマについての情報交換を行い、報告書を作成する。 新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。
		10		【新規】R2～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	—	地域共生課	保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。	▶保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援した。	A	▶保護司会への助成や社会を明るくする運動への協力を通じて、犯罪や非行防止の活動を支援する。
		2-2 他者への理解とおとなの役割								
		01		小中学校での性教育の充実	第11条	教育指導課	今年度の成果を受け、指定校の取組を各学校に広めていく。	指定校の取組を基に各学校に広めた。	B	今年度の成果を受け、指定校の成果や取組を各学校に広めていく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定	
2-2	02			性の尊重に向けた支援事業の検討		健康課	対象であっても、希望しないケースもあることから、内容等について、継続検討していく。	継続して検討した。	B	継続して実施する。	
						子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、今後も事業の継続に努める。	・要保護児童対策地域協議会にて、支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施した。	A	支援が必要なケースに関して、ケース検討会議等にて検討実施していく。	
	03			若い親世代への支援の実施	第5条	幼児教育・保育課	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、保育所における保育及び地域子育て支援センターの各種事業において、保育士、看護師、栄養士が専門的な支援を図った。	A	子育てについて、気軽に相談できる体制を維持し、引き続き支援を図る。	
						健康課	対象であっても、希望しないケースもあることから、内容等について、継続検討していく。	継続して検討した。	B	継続して検討するとともに、個別の必要性に対応する。	
						子ども家庭支援センター	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、今後も事業を継続する。	▶コロナ禍で、子育てひろばでは、定期的な室内換気や玩具等の消毒等を行い、親同士が気軽に話し合い、子育てに関する相談や情報交換ができる場の提供に努めた。 ▶若年妊婦や若い保護者等に対し、関係機関と連携した対応を実施した。	A	継続して実施する。	
	04			中学生のためのボランティア事業の推進	第13条	地域共生課	▶昨年度、コロナ禍で実施した「夏!体験ボランティア」をブラッシュアップを図り、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動啓発として「ボランティアって、なあに?」を市立中学校に生徒への配布を依頼する。	▶「夏!体験ボランティア西東京2022」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。	A	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。	
						児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため育成会が主体となって中学生ボランティアと共に開催する歩け歩け会は中止せざるを得なかった。	C	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	
	05			高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進	第13条	地域共生課	▶昨年度、コロナ禍で実施した「夏!体験ボランティア」をブラッシュアップを図り、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動の情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。	▶「夏!体験ボランティア西東京2022」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ボランティア活動をしたい相談者に、ボランティア登録の上、活動を調整した。	A	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動の情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。	
	06			インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実	第13条	幼児教育・保育課	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。	日数・時間数の縮小など新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、武蔵野大の小児看護学実習、保育学科の保育実習生の受入れを行った。	A	実習生の受入れを継続し、さらに夏季臨時職員募集を案内し充実を図る。	
						児童青少年課	引き続き実施していく。	各児童館での実習生受入を行った。	A	継続して実施する。	
	07				ボランティア活動の機会の充実	第5条第7条	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供した。	A	子育てハンドブックを作成し、子育てサークルの活動や子育てに関連するボランティア活動の情報を提供する。
							地域共生課	▶昨年度、コロナ禍で実施した「夏!体験ボランティア」をブラッシュアップを図り、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。	▶「夏!体験ボランティア西東京2022」を実施した。活動先でボランティア体験をする機会の提供と、自宅などで作業するボランティア活動の取り組みの提供をした。 ▶「ボランティアのつどい」の中でボランティア体験コーナー設け、ボランティア活動に触れる機会を提供した。 ▶ホームページや広報紙でボランティア活動に関する情報を提供した。	A	▶「夏!体験ボランティア」を開催し、ボランティア体験の機会を提供する。 ▶ボランティア活動に関する情報提供を充実させ、様々な活動へのきっかけとなるよう取り組む。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		08		ボランティア保険等の加入の促進	第5条第7条	地域共生課	ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。 保険について、加入窓口を担っているが、保険取扱い者がいないために保険の詳細の説明は禁じられている。	▶ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信した。(加入者数:2,892名)	A	▶ボランティア保険、行事保険について、広報紙、ホームページにて情報発信する。 ▶保険について、加入窓口を担っているが、保険取扱い者がいないために保険の詳細の説明は禁じられている。
		09		コミュニケーション力育成プログラムの検討	第13条	児童青少年課	引き続き実施していく。	中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、従来の会場開催を実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	継続して実施する。
		10		特化型児童館での地域若者交流事業の検討	第13条	児童青少年課	引き続き実施していく。	中高生年代プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ、従来の会場開催を実施し、会場には参加者のほか一般客も来場する形で開催した。	A	継続して実施する。
		11		地域行事等の活発化による子ども参加の推進	第13条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きい児童館事業や青少年育成会の活動はほとんどが中止になってしまった。	C	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、引き続き、子どもたちが参加しやすい地域行事の活動を支援していく。
文化振興課	▶市民まつりについては、引き続き、各実行委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を検討する。 ▶その他の事業は新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、実施する予定。 ▶「対話による美術鑑賞」事業については、10校の小学校において、4年生を対象に事業を実施する。また、そのうち1校では、美術館の訪問を実施する。 ▶保谷こもれびホール事業も引き続き実施する。					▶市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等について西東京市民まつり実行委員会と協議した結果、令和4年度は休止した。また、令和5年度の市民まつりについて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を踏まえた実施方法や、子どもゾーンの新設等、西東京市民まつり実行委員会と検討した。 ▶市民文化祭期間中に、「日本の文化体験フェス」in 市民文化祭を全11体験実施し、75人(うち子ども69人)が体験に参加した。 ▶多摩六都事業にてパラアート制作ワークショップを全4回実施し、圏域5市に在住・在学の障害を持つ中高生延べ38人が参加した。 ▶地域の伝統文化継承事業であるどんと焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。 ▶保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を15事業を実施し、3,944人が参加した。	A	▶市民まつりについては、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもゾーンを新設する。 ▶その他の事業については、引き続き子どもを対象とした文化芸術振興事業を実施することにより、子どもの参加の推進を図る。		
スポーツ振興課	10月に市民スポーツまつりを実施予定					10月10日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施。これまでの市民スポーツまつりから、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、半日で開催した。	A	10月に市民スポーツまつりを実施予定		
社会教育課	コロナ禍でも実施可能な下野谷遺跡公園でのイベントを計画し、実施する。					令和4年10月2日、第16回縄文の森の秋まつりを現地開催した。下野谷遺跡の周知を目的とし、遺跡公園を活用し、専門家による下野谷遺跡から出土した遺物等の解説、縄文時代に関連した手芸や体験、実演の場を設け、約1,000名の来場者を記録した。 歴史的・文化的環境資源としての遺跡について子どもが楽しみながら学習・体験できるように努めた。	A	昨年度に引き続き「縄文の森の秋まつり」の実施を行い、子ども参加の推進を図る。		
		12		【新規】R2～情報リテラシーの育成と情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	・GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。・道徳教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深める。	▶GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶道徳教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深めた。	A	▶GIGAスクール推進教師研修会等で情報モラルについて研修や情報共有を行い、一層の充実を図る。 ▶道徳教育の充実を図り、情報モラルについても理解を深める。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
3 子育て家庭の支え合い										
3-1 子育て意識の育成										
第2回子ども子育て審議会										
01				父親の育児参加の推進	第5条	健康課	<p>▶、新型コロナウイルスの感染拡大により、医療機関により両親(資料1)産等が再開できていないケースが多く、ファミリー学級参加希望者が増加しているが、当事業についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加定員に限りがあり、通常運営が厳しく、パートナーが2日とも参加が困難な状態である。</p> <p>▶内容を工夫し、パートナーと共に出産育児を迎える準備ができるよう検討していく。</p>	2日制のうち、1日のみパートナーも参加できる体制で継続した。限られた時間の中で、パートナーも子育てがイメージできるよう、内容について検討を重ね、状況を見つづ実施した。	A	実施内容を検討し、妊婦とそのパートナーが協力して出産・いくじにのぞめるようプログラムを調整し実施を継続する。
						子ども家庭支援センター	今後も継続する。	交流事業は、9月から乳児とその保護者を対象とした行事の再開を優先したため、「パパ集まれ」は、次年度の再開に向け検討することとした。	A	令和5年度の実施に向け、父親も参加しやすい内容を検討する。
						協働コミュニティ課	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	パリテまつりにおいて、父親向けパルーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催した。	A	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。
						公民館	<p>▶乳幼児をもつ両親を対象とした講座を実施する。</p> <p>▶父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。</p>	<p>▶子育て中の夫婦を対象とする講座を実施。1講座・延べ2回</p> <p>・家族対象講座 になりたいふたり(夫婦)になるためのコミュニケーション講座(2回)</p> <p>▶父親が参加可能な日時(土・日曜日、祝日、夜間)で、子どもとその保護者を対象とした事業を実施。</p> <p>7事業・延べ16回実施。</p> <p>・人形劇フェスタ in 西東京(4回)</p> <p>・小学生と保護者で楽しむ講座 水辺の生物(3回)</p> <p>・親子おたのしみ企画 ドキ土器考古学(2回)</p> <p>・インクルーシブな社会をめざす講座・親子講座 みんなで楽しくアート!(1回)</p> <p>・親子で楽しむ講座 谷戸セミナー(1回)</p> <p>・親子で楽しむ講座 プラネタリウムシアター(2回)</p> <p>・親子講座 みんなでつくる! 駅前演奏会(3回)</p> <p>▶父親が参加可能な日時に子育てや教育に関する講座を実施</p> <p>3講座・延べ9回実施。</p> <p>・子どもの課題を考える講座(1回)</p> <p>・人権講座 子どもの権利を考える(3回)</p> <p>・社会問題講座 不登校の子どもたちと共に歩む社会(5回)</p>	A	<p>▶保育付きの連続講座の中で、母親と一緒に父親も参加する回を設ける。</p> <p>▶父親も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。</p>
						子ども家庭支援センター	今後も継続する。	0歳児の親向け、早期からの「しつけ」の後押し事業として、相談員による「イヤイヤ期の乗り切り方」の講座を6回行い、135名の参加があった。	A	継続して実施する。
				子育て意識の啓発の推進	第5条	協働コミュニティ課	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。	男女平等推進センター事業において、子育てに関する講座を複数回開催し、子育て中の母親が参加した。	A	男女平等推進センター事業及びパリテまつりでのパパ向けの子育て講座の実施や、情報誌などを活用して啓発を行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定					
3-1		02		子育て意識の啓発の推進	第5条	公民館	▶子育てに関する講座を実施する。 ▶乳幼児をもつ両親を対象とする講座を実施する。 ▶働いている保護者も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施する。	▶子育てや教育に関する講座を実施。8講座・延べ46回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照) ▶子育て中の夫婦を対象とする講座を実施。1講座・延べ2回 ・家族対象講座 になりたいふたり(夫婦)になるためのコミュニケーション講座(2回) ▶働いている保護者も参加可能な日時に、子どもとその保護者を対象とした事業を実施。7講座・延べ16回実施。(前記【父親の育児参加の推進】参照)	A	子育てに関する講座を実施する。					
							03	【名称変更】R2～子育てに関する情報提供の方法の検討 ((旧名称)父親への子育てに関する情報提供の方法の検討)	第5条	健康課	妊娠届出時の全件面接、アプリ等、早期からの情報提供を継続実施していく。	妊婦全件面接、アプリ活用を継続した。	A	継続して実施する。	
										子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行った。	A	子育てハンドブックを作成し、情報提供を行う。	
							04	【名称変更】R2～育児休業啓発の実施 ((旧名称)育児休業相談・啓発の実施)	第5条	協働コミュニティ課	引き続き、東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に努める。また、「情報誌パリティ」などを通して情報提供を行う。	▶男女平等推進センターパリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2022」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 ▶東京ウイメンズプラザ発行の育児休業制度などが掲載された「パパとママが描くみらい手帳」を、パリティにて設置・配布した。	A	東京都と連携しながらセンター内での事業紹介や情報提供に努める。また、「情報誌パリティ」などを通して情報提供を行う。	
											05	子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実	第5条	産業振興課	①第1回就職支援セミナー 令和4年6月1日～3日 ②第2回就職支援セミナー 令和4年10月5日～7日 ③就活セミナー 令和5年1月17日
							協働コミュニティ課	引き続き、男女平等推進センター事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。	▶東京都の事業を男女平等推進センター内で紹介した。 ▶自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。 ▶女性活躍応援事業として、再就職を考えている市民向けのシリーズ講座を開催した。	A				女性活躍応援事業等で女性活躍推進をテーマにした講座を実施する。	
							06	重-8	栄養・食生活に関する教育・相談の実施	第5条 第11条	健康課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、調理実習や試食が中止となっている。 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら今後も事業の継続に努める。	調理実習は中止。	B	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら今後も事業の継続に努める。
											幼児教育・保育課	子育て家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。	地域子育て支援センターを中心に、離乳食講習会を実施した。 講習会以外では、利用者の相談に栄養士や看護師、保育士が対応を図った。	A	子育て家庭が気軽に利用できるよう講習会や相談事業を継続して実施する。
							07		地域や家庭における食育の推進	第4条 第11条	健康課	継続実施	継続して実施した。	A	継続して実施する。
											幼児教育・保育課	引続き事業を継続し、食育の推進を図る。	新型コロナウイルス感染症の感染症対策を行いながら、試食会を一部再開するとともに、栄養士、調理員等との連携を図り、保育所及び地域子育て支援センターにおいて、相談や情報提供を行い、食に関する講習会を実施するなど食育の推進を図った。	A	引続き事業を継続し、食育の推進を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
	07			地域や家庭における食育の推進	第4条第11条	産業振興課	「親子で野菜づくりにチャレンジ」事業及びイベント「農業わくわく散策会」を実施予定	「親子で野菜づくりにチャレンジ」を実施	B	「親子で収穫祭」を実施予定。
						学務課	引き続き、地場農産物を積極的に活用することで、安全で安心な食への関心を高めるとともに、「給食だより」等を通じて、家庭での食育の関心が高まるような情報提供を継続する。	▶地場農産物の積極的活用に向けて、生産者と栄養士との意見交換会を実施するとともに、栄養士連絡会が企画する共通献立や野菜たっぷりカレンダーの作成、めぐみちゃんメニューの実施等、地場農産物や食への興味・関心を高める取組ができた。 ▶地場農産物や食に関する情報を献立表や給食だよりに掲載することにより、家庭においても食による健康づくり等への関心が高まるような取組を継続して行った。	A	▶めぐみちゃんメニュー事業については、産業振興課と連携しつつ、今後も可能な限り地場農産物を活用していくとともに、食への興味・関心を高める取組を継続していく。 ▶地場産農産物生産者との納入契約を教育委員会で一括して行うとともに、農産物の種類や収穫予定時期についての生産者からの情報を集約し各学校へ情報提供することにより、地場農産物をより多く学校給食に取り入れることができるよう工夫する。
	08	重-8 重-13	子育てに関する学習機会の充実	第5条	健康課	▶感染対策を講じた上での実施としたが、プログラムは感染対策から変更し、定員もさげたことにより、1歳、2歳の事業については、参加者は減少した。 ▶ファミリー学級については、パートナーとともに参加できる事業等が減っている事も影響しているか、申込者が増加しており、対応が厳しくなっている。	1歳、2歳は、コロナ禍で出生した世代であり、外出や他家庭との出会える場等に出向くことに消極的な家庭も増えている。予約制の制限を解除したが、それらの理由もあってか参加者の回復が緩慢である。 ファミリー学級については、医療機関等の実施が再会した機関・再会した時期もあるが、市のファミリー学級への参加要望は増加が続いている。	A	2歳の相談会については、実施方法を検討しつつ、発育・発達への不安も高まる時期であることから、発達支援係とも連携を図りながら、ニーズへの対応を考える。	
					幼児教育・保育課	引続き事業の継続をしていく。	地域子育て支援センターを中心に、子育て関連講座の事業を実施し、支援を図った。	A	継続して実施する。	
					子ども家庭支援センター	今後も継続する。	西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため動画配信で実施した。	A	継続して実施する。	
					公民館	▶学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。 ▶思春期の子どもをもつ保護者を対象とした講座を実施する。	▶学習支援保育付き講座を実施。9講座・延べ143回実施。 ▶継続的な学習活動を行う自主グループに対して、申請に基づき、学習支援保育を実施。対象：11グループ 延べ92回 ▶子育てや教育に関する講座を実施。8講座・延べ46回実施。(前記【家庭教育支援事業の推進】参照)	A	▶学習支援保育の実施により、育児期の女性の仲間づくりを支援する。 ▶子どもの成長に応じて保護者を対象とした講座を実施する。	
	09		地域の子育て意識の醸成	第6条第7条	子育て支援課	子ども条例市民講座を開催するほか、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行う。	子ども条例市民講座を開催し、子ども条例について市民へ周知啓発を行った。	A	子ども条例市民講座を開催するほか、ルピナスまつりなどのイベントに参加することで子ども条例について市民に対し広く普及啓発を行う。	
					幼児教育・保育課	引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講習会、交流事業等を通じて子育て意識の醸成を図った。	A	引続き各種事業を通じて、地域の子育て意識の醸成を図っていく。	
					児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きな事業は中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。	B	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。	
	10		ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討	第5条	協働コミュニケーション課	▶男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 ▶東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 ▶情報誌「パリテ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	▶パリテまつりにおいて、父親向けバルーンアート講座や、父親の育児に関する講座を開催した。 ▶センターパリテの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2022」(編集:東京都産業労働局)を産業振興課の依頼により設置・配布した。 ▶各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	A	▶男女平等推進センター事業等でワーク・ライフ・バランスをテーマにした講座を実施する。 ▶東京都主催のワーク・ライフ・バランス講座の後援、共催を実施する。 ▶情報誌「パリテ」等で、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	

基本方針	施策(節)	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
3-2 支え合いの場の充実									
01			子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実	第5条第7条	幼児教育・保育課	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。	地域子育て支援センターにおいて、交流や講座を通じて仲間づくりの支援を図った。	A	各種事業を通じて、仲間づくりの支援を図っていく。
					児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きな事業は中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。	B	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き実施していく。
					子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 ▶ 登録している子育てサークル・団体に対し、住吉会館にある子育てグループ活動室の貸し出しを行った。 ▶ 住吉小学校の育成会わかば、住吉小学校、地域で活動している団体、住吉会館が連携し、地域の子どもや大人が参加し楽しむルピナスまつりを10月9日に開催した。感染症対策のため規模を縮小して実施したが、435人が参加した。	A	継続して実施する。
					協働コミュニティ課	▶ 引き続き、子育て分野の活動しているNPO等が市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用していく。 ▶ NPO市民フェスティバルや子育てフェスタ等を生かして、市内子育て関係団体の連携を強化していく。	▶ 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」のホームページや情報誌、NPO市民フェスティバル等を通じて、子育て分野のNPO等の情報提供やPRに取り組んだ。 ▶ 子育てフェスタ実行委員会を支援することで、市内子育て支援団体の連携を促進した。	A	▶ 引き続き、子育て分野の活動しているNPO等が市民活動に参加しやすい環境の充実を図るため、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を活用していく。 ▶ NPO市民フェスティバルや子育てフェスタ等を生かして、市内子育て関係団体の連携を強化していく。
					地域共生課	▶ 市内での子ども食堂の開催数は年々増加傾向にあり、市民にとっても関心のある活動と思われる。引き続き立ち上げや、活動の維持継続を支援していく。 ▶ さまざまな子ども(青少年)の居場所づくりの活動や、新たな学習支援の場の立ち上げがあり、子どもに関わる地域活動の幅が広がってきていると思われる。これらの活動にも関わり、必要に応じた支援を行っていく。 ▶ フードドライブの取り組みは広く知られてきていて、継続した市民参加を得られている。継続した実施が望まれている。 ▶ 乳幼児対象、子育て中の親子への支援といった地域活動が限られており、新たな開拓が課題と思われる。	▶ 市内の子ども食堂を訪問し、つながり作りや運営に関する相談、支援を行った。 ▶ 子どもに関わる居場所活動を訪問。状況を把握し、団体との関係づくりを行った。また、運営者や参加者の親族からの相談に応じた。 ▶ フードドライブについては、関係部署と連携し、事業の広報や食品寄付の相談に対応した。 ▶ 乳幼児や子育て中の親子への支援についても、新たな団体が立ち上がりつつある中で各団体の活動を訪問し、関係構築に努めた。	A	▶ 市内の子ども食堂、子どもの居場所づくり、対象を限定した子育て支援活動などにも目を配り、活動への参加やつながり作りを通して、活動支援を行っていく。 ▶ フードドライブについてもより一層の周知、広報に努める。
02	重-10	子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場の充実と活動の推進	第7条	子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶ 登録している子育てサークル・団体に対し、子育てグループ活動室を提供し、活動継続を支援した。 ▶ 子育てグループ活動室利用団体に対して、子育てハンドブックにサークル情報の掲載を行った。	A	継続して実施する。	
03			子育てひろば事業の充実	第5条	幼児教育・保育課	引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。	▶ 各園での地域対象事業を縮小するなど新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、地域子育て支援センターにおいて、広場開放及び子育て支援に係る事業を実施した。 ▶ 児童館との連携事業も行い充実を図った。	A	引続き事業を継続し、関係課と連携しながら充実を図る。
					児童青少年課	引き続き実施していく。	児童館での子育てひろば事業を実施し、親子で参加できるイベントの開催を通じて、同世代の親子との交流を支援した。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定			
3-2	重-8 重-13	04		子育てひろば事業の充実	第5条	子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、2か所の子育てひろばで気軽に集える親子の交流の場を提供した。 ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため中止していた絵本事業については、9月から順次、各種行事を再開し、乳幼児や保護者の交流などに取り組んだ。	A	継続して実施する。			
				保育園園庭開放の推進	第5条	幼児教育・保育課	継続して園庭開放を実施する。	各園での園庭開放を縮小するなど新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行いながら、地域子育て支援センターでは、子育て中の親子が自由に利用できる時間を設け、交流の場の提供を図った。	A	継続して園庭開放を実施する。			
				幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進	第5条	子ども家庭支援センター	今後も継続する。	西東京市私立幼稚園連絡協議会と共催し、子育て世代の保護者を対象とした講演会を新型コロナウイルス感染症防止の観点から動画配信で実施した。	A	継続して実施する。			
						幼児教育・保育課	関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。	地域子育て支援センターによる「赤ちゃんのつどい」、「離乳食講習会」等を関係課と連携を図りながら実施した。	A	関係課と連携を図りながら、各種講習会を継続して実施する。			
				06		重-8 重-13	育児・子育て相談事業の充実	第4条 第5条	健康課	赤ちゃん訪問や通常の家庭訪問を継続実施しているが、不安はあっても、新型コロナウイルス感染症の感染の不安から希望しないケースもあり、引き続き、電話相談や面接等を随時実施し、相談できる体制を維持する。	家庭訪問は継続しているが、家庭に来られることの抵抗がある家庭も一定数あり、家庭外での面接や電話相談、情報提供に努めた。	A	家庭訪問に加え、様々な機会を通して、相談できるよう努める。
									幼児教育・保育課	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。	関係機関(健康課、子ども家庭支援センター)との連携を基に、地域子育て支援センター利用の保護者だけでなく、広く相談事業を行った。また、利用者支援に係る相談についても対応した。切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会を実施した。	A	関係機関と連携し、相談事業の充実を図る。
									児童青少年課	引き続き実施していく。	育児・子育ての相談が出来る環境を整えることが出来た。	A	継続して実施する。
									子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶ のどか広場、ピッコロ広場を含む子ども家庭支援センターの窓口や電話等により、子育てに関する相談に対応した。 ▶ 土曜日は、電話相談を実施した。 ▶ 0歳児の親向け、早期からの「しつけ」の後押し事業として、相談員による「イヤイヤ期の乗り切り方」の講座を6回行い、135名の参加があった。	A	継続して実施する。
				07	重-9		相談に関する情報提供の充実	第5条	健康課	アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制整備を継続する。	アプリの情報内容を随時更新し、関係部署との連携も図りつつ、妊娠出産、子育ての情報について提供できる体制整備を継続	A	情報提供の継続する。
									幼児教育・保育課	広く情報提供を行い、充実を図る。	▶ ホームページやリーフレット、チラシ、地域子育て支援センターで作成した動画、SNS等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。 ▶ 乳幼児に係る公的機関を案内する資料を作成し、地域子育て支援センターに設置した。	A	広く情報提供を行い、充実を図る。
									子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶ 市報、ホームページ、リーフレット、子育てハンドブック等で子育て支援関連の情報を提供した。 ▶ 保護者向けチラシを配布し、子供家庭相談窓口の周知に努めた。 ▶ 関係機関への巡回訪問を通じて、相談先に関する情報提供を実施した。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		08		子育て相談担当者の研修事業の充実	第6条	健康課	研修会の多くがオンラインになっているため、それらの研修の周知に努める。	オンライン研修に積極的に参加した。	A	子育て支援も変化していることから、引き続き研修参加していく。
						幼児教育・保育課	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。	▶子育て支援の専門研修を受講し、人材のスキルアップを図った ▶地域の子育て相談担当者向けの研修を開催した。	A	内外各種研修に参加し、人材育成を図る。
						子ども家庭支援センター	今後も継続する。	関係機関向けに児童虐待防止支援員養成講座やテーマ別研修を開催した。	A	継続して実施する。
		09	重-9	子育て家庭への情報提供の充実	第5条	秘書広報課	より効果的な情報提供ができるように、SNSの活用を推進する。	SNSを積極的に活用した。特に、LINEはセグメント配信を活用することで、子育ての情報を必要としている利用者にピンポイントで届けられるようにし、より効果的に情報を提供できるように努めた。	A	より効果的な情報提供ができるように、SNSの活用を推進する。
						子育て支援課	子育てハンドブック及び幼稚園の案内パンフレットを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。	子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行った。 なお、幼稚園の案内パンフレット作成は、令和4年7月の組織改正で、幼児教育・保育課に所管替えとなった。	A	子育てハンドブックを作成し、保育施設及び幼稚園利用者等に配布及びホームページに掲載することで情報提供を行う。
						幼児教育・保育課	広く情報提供を行い、充実を図る。	▶ホームページやリーフレット、チラシ等により情報発信を行い、子育て支援の情報を提供した。 ▶離乳食の作り方や手の洗い方などの動画配信を行った。	A	広く情報提供を行い、充実を図る。
		10		外国語による広報活動の充実	—	文化振興課	令和4年度も配布予定。 より広く情報を届けるしきみを引き続き検討する。	▶やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。QRコードを活用するなど、より広く情報を届けることができた。 ▶市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。	A	▶令和5年度も配布・実施予定。 ▶より広く情報を届けるしきみを引き続き検討する。
		11		救急医療情報提供の充実	—	健康課	西東京市健康事業ガイド、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子等各機会を活用して情報提供を行う。	西東京市健康事業ガイド、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児医療証の申請時、妊娠届出時冊子等各機会を活用して情報提供を行う。	A	継続して実施する。
		12		子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討	第5条	子育て支援課	引き続き子育てハンドブックを作成し、子ども・子育てマップ及び公園の配置図を掲載する。	▶子育てハンドブックを作成した。 ▶当該ハンドブックに、お子さんと保護者の方が一緒に遊べる場所をはじめとする子育て施設やサービスのマップ(子ども・子育てマップ)及び小さなお子さん連れの保護者の方が集う公園の配置図を掲載した。	A	引き続き子育てハンドブックを作成し、子ども・子育てマップ及び公園の配置図を掲載する。

4 市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-1-1 子どもと家庭の支援

01	重-10		子ども総合支援センターの連携機能の充実	第4条 第5条 第8条	健康課	子ども家庭支援センター、地域子育て支援センターとの連携会議並びに電話による調整・連携を継続実施。	定期的に連絡会を持ち、連携や調整を継続した。	A	継続して実施する。
					幼児教育・保育課	関係機関との連携の強化を図る。	▶関係機関との会議や連絡会に参加し、連携を図りながら支援を行った。 ▶要保護児童対策地域協議会の未就学部会を開催した。 ▶未就学部会では、「切れ目ない支援」のテーマで話し合い、各機関の役割について認識を深めた。	A	関係機関との連携の強化を図る。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
				子ども総合支援センターの連携機能の充実	第4条 第5条 第8条	子ども家庭支援センター	今後も継続する。 教育委員会とのシステム連携を行う。	▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議の発達支援部会の構成員である教育委員会・健康課・子ども家庭支援センターで要支援児童等の情報や支援について年1回共有し、連携を図った。 ▶ 健康課の他に教育委員会とシステム連携を行い、要保護児童等について迅速に対応し、関係機関との情報共有の充実を図った。	A	▶ 今後も継続する。 ▶ 発達支援部会は、障害福祉課にも参加を呼び掛ける。
		02		夜間養護等(トワイライトステイ)事業の検討	第5条	子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶ 前年度の利用実績を踏まえ検証した結果、夜間養護等の利用要件に該当するものが数十件あり、そのうち夜間養護が必要と思われるものは数件あったが、現行のショートステイ事業の枠の中で対応が出来ていた。	A	継続して実施する。
		03		休日保育・駅前保育の検討	第5条	幼児教育・保育課	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。	休日保育については課題が大きく検討には至っていない。	B	休日保育については、運営や施設面において課題が大きく、待機児童解消に向けた施設整備を進めるなか、検討は難しい。
		04		ホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	引き続き実施	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ	A	事業名「ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進」に同じ
	地域共生課					住民参加型有償家事援助サービスとして、産前産後や育児者の体調不良時に家事援助などを提供し、個々のニーズに寄り添い柔軟な対応をする。R4年6月現在では8世帯に対応。課題を抱える家庭からの依頼もあるため、市や他事業との連携をどのように取っていくか、また、協力員の確保が課題となっている。	R5年3月現在で、17世帯の子育て世帯に対して家事援助を実施した。またファミリー・サポート・センター事業との重複利用も12世帯あり、双方連携をとりながら実施した。双子、三つ子などの多胎育児や第2子、第3子出産時などの家庭での支援が多かった。また、親がメンタル的に支援の必要なケースもあり、市との連携が今後の課題となっている。	B	産前・産後を含む子育て世帯への支援の必要性は感じているが、家族調整の必要なケースや親がメンタル的に支援の必要な世帯については、健康福祉部健康課保健係や子ども家庭支援センターなど子育て支援をしている行政との連携が必要。R5年度は両機関との懇談会の機会を設ける予定。	
		05		子どもの医療費の負担軽減	第5条 第11条	子育て支援課	引き続き実施	乳幼児・義務教育就学児を対象とした負担軽減を行った。	A	子どもの医療費の対象年齢を18歳まで拡大し、令和5年4月より高校生等医療を実施する。
		06		児童手当の実施	第5条	子育て支援課	引き続き実施	令和4年6月から制度が改正されたため、受給者全員に制度改正についてのご案内を送付することで周知を図り、窓口での申請時の説明内容も改め、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。	A	継続して実施する。
		07	重-14	通学路・通園路の安全確保の充実	第11条	交通課	引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。	市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行った。	A	引き続き市内各小学校、保護者、地域住民等からの報告、要望等を踏まえて、通学路の交通安全対策を行う。
	道路課					住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、交差点の赤塗装及び薄くなっていた車道外側線の再塗装等を行った。	A	住民、保護者からの要望及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を受け、通学路等の交通安全対策を行う。	
	学務課					▶ 子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。 ▶ 通学路に面する土地開発等が立て続けに行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。	▶ 子どもの通学時の安全を確保するため、通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行った。 ▶ 通学路に面する土地開発等が行われる際は、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努めた。	A	▶ 子どもの通学時の安全を確保するため、引続き通学路点検の実施や交通擁護員等による見守り活動を行っていく。 ▶ 通学路に面する土地開発等が立て続けに行われているため、関係部署・業者との事前の調整や学校への周知を徹底し、安全確保に努める。	
		08		親子施設見学会の検討	第5条	子育て支援課	長引くコロナ禍において、人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまない。 施設所管課が様々な情報発信ツールを使って親子で利用できる施設等の紹介を行っていく。	▶ ホームページのキッズページの「遊び場」「乳幼児コーナー」や子育て情報アプリの「おでかけ」ページなど、様々な情報発信ツールを使って施設所管課が親子で利用できる施設の紹介を行っていることをもって、本件の実施に代える。	A	人を多く集めて施設を訪問する方法は時勢になじまないため、施設所管課が様々な情報発信ツールを使って親子で利用できる施設等の紹介を行っていく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
	09			子どものための消費者教育の推進	第11条	協働コミュニケーション課	▶消費生活展や消費生活講座などにより、親子で消費生活について学ぶ機会を確保していく。 ▶SNS等を活用し、幅広い年代に対して啓発に努める。	▶消費生活講座や、消費生活展「暮らしフェスタ西東京」にて、親子で消費生活についてまなぶ体験講座を実施した。 ▶市HPのほか、公式LINE, Twitter等のSNSを活用し、若者に向けての消費啓発を実施した。	A	▶消費生活展や消費生活講座などにより、親子で消費生活について学ぶ機会を確保していく。 ▶SNS等を活用し、幅広い年代に対して啓発に努める。
						教育指導課	・国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図る。	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図った。	B	国や東京都から配布されるリーフレット等を各校へ積極的に発信し、家庭科等で消費者教育の授業内容の充実を図る。
	10			環境教育の推進	第11条	環境保全課	引き続き新小学4年生全員へ環境副読本「西東京市の環境」の配布、「夏休み自由研究」および「夏休みミニ講座エコ遊び」を開催し環境学習の充実を図りたい。	▶①環境副読本「西東京市の環境」を新4年生全員(1,583冊)へ配布した。 ▶夏休み期間には、②「夏休み自由研究2022(参加者:233人)や、③夏休みミニ講座「エコ遊び」(参加者:118人)を開催し、環境学習の充実を図った。 ▶また、市内公立保育園10園を対象に職員が環境学習出前講座を行い、未就学児に環境への関心を持ってもらう機会となった。	A	▶①環境副読本「西東京市の環境」については、電子化して配布する予定である。 ▶夏休み期間中に実施する講座は、例年通りに実施していく。 ▶市内公立保育園を対象とした出前講座は、前期に「打ち水体験」を、後期には「クールチョイスを中心としたお話し会」を行う。
						教育指導課	教育課程にESD教育を位置付けることで、一層の充実を図る。	教育課程にESD教育を位置付けることで、一層の充実を図った。	A	SDGsの研究指定校の研究成果を周知し、各校のESD教育の一層の充実を図った。
	11			情報モラル教育の充実	第11条	教育指導課	GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図り、情報活用能力を主題とした研究指定校を指定し、研究と実践を行う。	GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図り、情報活用能力を主題とした研究指定校を指定し、研究と実践を行った。	A	GIGAスクール教育推進教師を中心にSNSの危険やネットトラブルや個人情報保護に関する研修を行い、児童・生徒の指導の充実を図り、情報活用能力を主題とした研究指定校を指定し、研究と実践を行う。
	12			交通安全教育の推進	第11条	教育指導課	▶各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図る。 ▶市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。 ▶市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スケアードストレイト)の土曜日実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。	▶各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図り、発達段階に応じた交通安全教育の充実を図った。 ▶市内全小学校においてPTAや保護者等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施した。 ▶市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スケアードストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施した。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行った。	B	▶各学校において作成する学校安全計画の工夫及び改善を図る。 ▶市内全小学校においてPTA等と連携し、交通安全指導や見守り活動を継続して実施する。市立中学校では、スタントマンによる自転車安全教室(スケアードストレイト)の実施を継続し、地域住民の参加促進を図り地域と連携した交通安全教育を実施する。 ▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図るとともに、児童生徒自身が危険を予測し回避する能力を身に付けられる指導の工夫・改善を行う。
							文化振興課	令和4年度も実施予定	西東京市多文化共生センター(NIMIC)と共催し、4事業(①留学生ホームビジット、②日本語スピーチコンテスト、③外国から来た保護者のための小学校入学前説明会、④多文化体験with Kids 世界の子どものおもちゃで遊ぼう～まわす編～⑤子ども対象多言語で楽しく企画「えいごで楽しく」)を実施した。	A
	13			国際理解教育の推進	—	教育指導課	外国語活動や外国語の授業等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深める。	外国語活動や外国語の授業等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深めた。	A	外国語活動や外国語の授業、社会科や総合的な学習等を通して、世界の国々の人々とのオンラインでの交流や、我が国のよさについて調べ学習を通して理解を深める。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定		
		14		幼・保・小・中学校の交流・連携の推進	第4条 第5条	幼児教育・保育課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。 ▶ 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。 ▶ 引き続き幼稚園と小学校の連携をサポートする。【令和4年7月～子育て支援課から幼児教育・保育課に移管】 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学支援シート活用の理解促進のため、幼稚園及び保育園の各園長会で活用の説明を丁寧に行い、協力を促した。前年度比で提出数・率ともに上昇した。 ▶ 教育支援システムの活用が進むよう学校に働きかけを行い、一覧表・個別の教育支援計画の作成数が前年度より増加した。 ▶ 昨年度に引き続き、就学支援シートの配布について園長会で周知を図った。 ▶ 幼稚園からは指導要録を小学校に提供するなど、連携を図っている。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。 ▶ 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。 ▶ 引き続き幼稚園と小学校の連携をサポートする。 		
						幼児教育・保育課	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。	保育要録の提供、就学支援シートの配布などの必要な支援を行い、関係課との連携を図った。また、保育園児の散歩の際に小学校の校庭に立ち寄り形で交流を実施した。	A	関係課と連携しながら、必要な支援を継続して実施する。		
						子ども家庭支援センター	今後も継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 幼稚園・保育園・小中学校の代表者が出席する要保護児童対策地域協議会実務者会議を行った。 ▶ 市内の幼稚園、保育園等を地区相談員が巡回し、気になる児童の情報共有を行った。 ▶ 全小中学校が学期ごとに開催する虐待防止のための外部委員会を要対協の部会に位置づけ、参加した。 ▶ 教育委員会との情報共有を図るためスクールアドバイザー会議を12回開催した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 継続して実施する。 ▶ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議の就学部会に、スクールソーシャルワーカー会議を新たに設置する。 		
						教育指導課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。 ▶ 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討した。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討した。 ▶ 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続けた。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 就学支援シートの一層の活用のために周知・配布の仕方について、よりよい方法を検討する。これまでは就学前機関への働きかけに力を入れてきたが、新たに小学校就学時健診での声掛けを検討する。 ▶ 教育支援システムの活用促進に向けて引き続き学校への働きかけを続ける。 		
						教育指導課	学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。	学校司書連絡会の充実を図り、研修会や情報交換、協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図った。	A	学校司書連絡会の充実を図り、情報交換や協議等を通じて、学校司書の一層の資質向上を図る。		
						図書館	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶ 施設見学、学校訪問の実施 ▶ 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶ 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。 ▶ 学校司書連絡会への参加 ▶ 市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶ 除籍資料の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配本及び回収車の定期的な運行。(運行回数99回)団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶ 施設見学924人(小学生893名・15校、中学生31名・3校)、職場体験2名(高校生2名) ▶ 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶ 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出する。コロナ禍で来館が制限される中、利用が伸びた。 ▶ 学校司書連絡会への参加 ▶ 市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶ 除籍資料の配布 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 配本及び回収車の定期的な運行。団体貸出の実施。学校司書への支援 ▶ 施設見学、職場体験の実施 ▶ 図書館の推薦図書年齢別リスト作成、学校配布 ▶ 過去の夏休みすいせん図書から図書館が選んだ資料を30冊1セットにし、希望する市内小中学校及び、児童館・学童クラブに貸出した。 ▶ 学校司書連絡会への参加 ▶ 市内中学3年生対象「卒業お祝いメッセージカード」配布 ▶ 除籍資料の配布 		
						【新規】R2～親子で参加できる地域行事の開催	第5条	児童青少年課	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため規模の大きな事業は中止せざるを得なかったが、乳幼児サークルの活動については参加人数を制限しつつ実施することが出来た。	A	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえながら、引き続き、親子で参加しやすい地域行事の活動を支援していく。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		16		【新規】R2～親子で参加できる地域行事の開催	第5条	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民まつりについては、引き続き、各実行委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を検討する。 ▶ 都市間交流事業については、引き続き、姉妹都市・友好都市と連携、協力し、親子で参加できる行事の開催も含め、実施を検討する。 ▶ 伝統文化等継承事業補助金は引き続き周知を行い、親子で参加できる鑑賞機会、体験機会の充実を図る。 ▶ 保谷こもれびホール事業も引き続き実施する。 ▶ 「対話による美術鑑賞」事業については、引き続き、市民ボランティア(アートみーる)と連携を図りながら、実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた実施方法等を西東京市民まつり実行委員会と協議した結果、令和4年度は休止した。また、令和5年度の市民まつりについては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を踏まえた実施方法や、子どもゾーンの新設等、西東京市民まつり実行委員会と検討した。 ▶ 都市間交流事業については、姉妹都市である福島県南会津郡下郷町とオンラインによる交流事業(下郷町の郷土料理づくり)を実施し、39組(89人)の親子が参加した。 ▶ 地域の伝統文化継承事業であるどんど焼き事業に対し補助金を交付し、子どもも含め、地域へ伝統文化の継承を行った。 ▶ 保谷こもれびホールの指定管理者が、子どもたちを対象とした事業を15事業を実施し、3,944人が参加した。 ▶ 「対話による美術鑑賞」事業の地域活動として、市民向けの事業を実施し、延べ47人(うち子ども22人)が参加した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市民まつりについては、西東京市民まつり実行委員会と連携し、子どもゾーンを新設する。 ▶ 都市間交流事業については、引き続き、姉妹都市・友好都市と連携、協力し、親子で参加できる行事の開催も含め、実施を検討する。 ▶ 伝統文化等継承事業補助金は引き続き周知を行い、親子で参加できる鑑賞機会、体験機会の充実を図る。 ▶ 保谷こもれびホール事業は、保谷こもれびホール指定管理者と連携し、引き続き実施する。 ▶ 「対話による美術鑑賞」事業については、引き続き、市民ボランティア(アートみーる)と連携を図りながら、実施する。
						スポーツ振興課	10月に市民スポーツまつりを実施予定	10月10日(スポーツの日)に市民スポーツまつりを実施。これまでの市民スポーツまつりから、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、半日で開催した。	A	10月に市民スポーツまつりを実施予定
						社会教育課	コロナ禍でも実施可能な形でのイベントを計画し、実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多摩六都科学館と共催でワークショップ「科学の視点で考古学～土器のくぼみ(圧痕)から植物を調べる～」を行った。 ▶ 「縄文の森の秋まつり」や「保谷のアイ」などのイベントを現地で開催した。 	A	昨年度に引き続き各種取り組みを継続し、子ども参加の推進を図る。

4-1-2 障害のある子どもを育てる家庭への支援

01	重-13	相談から、フォローアップまでを行う事業の展開	第4条 第5条	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 拡充実施 R4年4月に児童発達支援センターの指定を受け、会計年度任用職員(児童発達支援相談員)の専任職の新設と専門療育機会の増加による「相談体制の強化」を図る。支援を要する児童が通う保育所等へ出向き、直接療育支援を行う。相談記録システムを構築し、相談支援サービスを円滑に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 令和4年度より開設した児童発達支援センターでは、関係機関が連携して発達支援を行うための中核的機能を担い、地域の中で早期発見、早期支援に努めた。 ▶ 相談事業においては、会計年度任用職員(児童発達支援相談員)の専任職を新設、また、専門療育職を増やし、アセスメントをとる相談体制が強化されたことで、新規相談の待機期間が短縮され早期の相談開始が可能となった。 ▶ 相談から間を閉けずに療育を体験できる場として地域支援のフォローのグループ(0～5歳児各グループ)を新設し、多くのフォローを行った。 ▶ 相談記録システムを構築したことで、多職種による情報が集約され、効率的な相談支援サービスにつながった。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係機関間での取組の相互理解や、関係性の構築にはつながってきてはいるが、情報共有や、連携・調整の要としての機能には、なお、一層の発展が期待される。 ▶ 18歳まで相談を受けることとなり、年齢児に対する支援の在り方や他機関へのつなぎについての関係部署との調整が必要である。
				子ども家庭支援センター	今後も継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 要保護児童対策地域協議会実務者会議で要支援児童等についての情報共有を行った。 ▶ 個別のケース検討会議により、連携支援を行った。 	A	継続して実施する。
02		【名称変更】R2～障害のある子どもの療育・リハビリ機能の充実 (【旧名称】障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実)	第5条	健康課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 拡充実施 相談体制を強化し、新規相談の待機期間を短縮するとともに、他機関との連携を円滑に進める。 ▶ 継続実施 就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童発達支援センターひいらぎでは、児童発達支援事業や地域支援・フォローグループ、個別の専門療育など、個別の発達ニーズに応じた療育・支援を提供している。児童発達支援事業のグループを組み換え、2歳児のグループを新設し、早期の手厚い支援を行った。 <p>また、困難な支援を要する児童が通う保育所等へ出向き、直接療育や園への支援を行う事業の実施を開始した。加えて、民間の児童発達支援事業との連携を図り、個別の必要に応じて紹介等の支援を行った。</p>	A	療育を提供する人材の確保と育成。 継続的で安定した療育の提供のために、職員の継続的な定着と資質の維持向上が必要ため、施設内外での研修を積極的に取組む。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定	
4-1-2	03			【名称変更】R2～障害のある子どもの療育・教育相談・就学相談事業の推進 (〔旧名称〕障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進)	第5条	障害福祉課	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行った。	A	就学後のサービスの説明の機会等を通じて、就学後の相談先等を周知し切れ目ない支援を受けられるよう働きかけを行っていく。	
						健康課	▶ 拡充実施 相談体制を強化し、新規相談の待機期間を短縮するとともに、他機関との連携を円滑に進める。 ▶ 継続実施 就学については、就学相談についての説明会、特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室の説明会を実施し、周知に努める。 就学支援シートや特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施する。	▶ 児童発達支援センターひいらぎでは、保護者支援として、利用児童の保護者を対象に学務課の協力による就学相談説明会を実施した。また、特別支援学級、教室の説明会を各学校の協力を得て実施した。 ▶ 年長児童の多くが、就学支援シートを活用し、学校教育へつなげることができた。 ▶ 特別支援学校、特別支援学級との引継ぎも必要に応じて実施できた。	A	▶ 障害のある子どもへの支援において、個別のニーズによっては多機関が連携をしていく必要がある。 ▶ 学齢児に対する支援の在り方や他機関へのつなぎ等、連携についてのさらなる取組が必要である。	
						教育支援課	▶ 引き続き、市立保育園に心理アドバイザーを派遣し、早期対応への助言を行うとともに、要請に応じて市内就学前機関に訪問して助言・指導を行う。 ▶ 教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントと心理療法等を引き続き早期開始できるよう取り組む。	▶ 市立保育園及び公設民営保育園16園に心理アドバイザーを年3回、延べ47回派遣した。 ▶ その他、市立保育園以外の市内就学前機関からの要請に基づく行動観察や相談、教育相談センターでのアセスメントと心理療法等のため、心理アドバイザーを119回派遣し、早期に適切な支援を開始した。	A	▶今年度も引き続き、市立保育園及び公設民営保育園に心理アドバイザーを派遣し、早期対応への助言を行うとともに、要請に応じて市内就学前機関に訪問して助言・指導を行う。 ▶ 教育相談センターにて、心理アドバイザーによるアセスメントと心理療法等、早期に適切な支援を開始できるよう取り組む。	
						学務課	市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。また、こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。	▶ 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行った。 ▶ こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図った。 ▶ 相談件数が増加したが、保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努めた。	A	▶ 市内の保育園・小学校・中学校に対して就学相談に関するリーフレットを配布し、相談の周知を行う。 ▶ こどもの発達センターにて就学相談説明会を実施し、保護者への直接的な周知をすると共にこどもの発達センターとの連携を図る。 ▶ 相談件数の増加が見込まれるが、引き続き保護者の気持ちに寄り添い、丁寧な相談に努める。	
	04			障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進)	第5条	幼児教育・保育課	継続して障害児を受入れ、巡回相談を行い必要な支援を図る。	▶ 各保育園で受入れている障害児について、関係機関と連携を図り、公立保育園の巡回相談を16園×2回チャイルドフード・ラボが実施した。 ▶ 障害児保育についての理解を深めるための研修を開催した。	A	継続して障害児を受入れ、巡回相談、研修を行い必要な支援を図る。	
						児童青少年課	引き続き実施していく。	▶ 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。 ▶ 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。	A	継続して実施する。	
	05				障害児の幼稚園入園に対する支援の推進	第5条	幼児教育・保育課	障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。 【令和4年7月～子育て支援課から幼児教育・保育課に移管】	昨年度に引き続き、障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を行った。	A	障害のある子どもを受け入れている幼稚園に対して、特別支援教育事業補助金を交付することにより、受入れの支援及び促進を図る。
							06			障害児の放課後等の居場所の充実	第5条 第12条
	児童青少年課	引き続き実施していく。	▶ 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受け入れている。 ▶ 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行った。	A	継続して実施する。						

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		07		障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条	子育て支援課	育児支援訪問事業において、家事援助等の支援を実施する。	子供家庭支援センター所管の育児支援訪問事業において、積極的に自ら育児にかかる支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に訪問し、家事援助等の支援を実施した。	B	育児支援訪問事業において、家事援助等の支援を実施する。
		08		施設緊急一時保護事業の実施	第5条	障害福祉課	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施した。(利用実人数:6人)	A	東京都の補助制度を活用し、事業者への委託により事業を実施する。
		09		障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施	第5条	障害福祉課	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施する。	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施した。(短期入所/利用実人数:115人 日中一時支援/利用実人数:86人 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業/実利用人数3人)	A	障害者総合支援法に基づき、短期入所事業や就学児童の日中一時支援事業、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施する。
		10		特別支援教育の充実	第4条 第5条 第6条 第10条	学務課	小・中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて引き続き進めていく。	ひばりが丘中学校特別支援学級開設を予定通り行うことができた。小・中学校特別支援対象者への審議を就学支援委員会を通じて行った。	A	特別支援へのニーズが高まっている中で、就学支援委員会審議件数は近年増加傾向にある。業務の効率化や、就学支援委員会のスムーズな進捗に努めながら、ひとりひとりの適切な支援の場を検討していく。
	教育指導課					▶ 中学校特別支援教室での効果的な指導方法や課題について引き続き検証する。 ▶ 小学校特別支援教室拠点校の増設による成果や課題について検証する。	▶ 小・中学校での特別支援教室の指導の充実を図るために、教育支援コーディネーター連絡会や特別支援教室専門員研修会において、教育支援システムを用いた個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用について助言した。 ▶ 個別指導計画については、作成しやすくなるよう書式の改良を行った。 ▶ 学校訪問時の点検リストに個別の教育支援計画や個別指導計画の項目を入れることで、定期的に指導・助言を行い、作成を促進した。	A	小・中学校での特別支援教室の指導の充実を図るために、教育支援システムを用いた個別の教育支援計画や個別指導計画の作成や活用について、引き続き研修会や連絡会で周知し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援が行われるよう取り組む。	
		11		特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組みの充実	第5条	障害福祉課	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行った。	A	特別支援学校高等部の2～3年生については、個別に卒業後の福祉サービスについての説明・相談を行う。
		12		障害者、異年齢世代との交流事業の推進	第5条 第6条 第7条	障害福祉課	共生フェスについては新型コロナウイルス感染症の感染状況によるが、実施を予定している。 12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売は感染症対策を十分に施した上で実施をする。	12月の障害者週間に、アスタ2階センターコートなどで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売は感染症対策を十分に施した上で実施した。	A	12月の障害者週間にアスタ2階センターコートで、市内障害者団体等の活動内容紹介や作品の展示、手作りの販売は感染症対策を十分に施した上で実施する。
	幼児教育・保育課					継続して事業を実施し、交流を図る。	一時保育や地域交流事業において、障害のある児童や高齢者との交流を図った。	A	継続して事業を実施し、交流を図る。	
	児童青少年課					引き続き実施していく。	▶ 児童館ではノーマライゼーションの理念に基づき、健常児同様に障害児も受入れている。 ▶ 学童クラブにおいては、引き続き小学6年生までの障害児の受入れを行い、健常児、障害児の隔てなく、異年齢での交流を行った。	A	継続して実施する。	
	健康課					定期的な保育園との交流は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止は継続。公共機関を利用した取組の予定はない。住吉会館のまつり等の交流事業は実施があれば、係として参加する。	定期的な保育園との交流は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休止は継続。 住吉会館のまつりや地域共生のイベントには係として参加し、交流事業の推進を図った。	A	保育園の交流は再構築するか検討する。	

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		13		障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実	第5条	子育て支援課	引き続き実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。 ▶ 窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるよう心掛けた。 ▶ 必要書類等の案内をわかりやすくすることで提出率を上げた。 	A	継続して実施する。
		14		【新規】R2～医療的ケア児への支援の充実	第5条	障害福祉課	在宅レスパイト事業の利用登録者が少しずつ増えてきており、潜在的なニーズが明らかになった。引き続き周知と利用案内を継続する。短期入所についても、市内施設での受け入れ促進を図るため、連携と調整を行って行く。個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図る。	在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続した。短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行った。個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図った。	A	在宅レスパイト事業の周知と利用案内を継続する。短期入所の市内施設での受け入れ促進のため、連携と調整を行う。個別ケースについては、支援機関との連携を通じて、医療的ケア児と家族に必要な支援の充実を図る。
4-1-3 多様な文化的背景(多文化)を持つ子どもと子育て家庭の支援										
4-1-3		01		外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実	第10条	教育指導課	引き続き本事業が確実に児童・生徒の助けになるよう、事業の趣旨や目的等学校側に改めて丁寧に説明を行う。日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席し、児童・生徒が必要とする支援が的確になされるよう関係者と相談し進めて行く。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 母語が日本語でなく、学校生活に適応することが困難な児童・生徒に対して、指導員を派遣し初期の日本語指導を行った。 ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況下での継続的な指導方法について検討し、オンラインでの指導を試行した。 ▶ 令和4年度は外国人児童・生徒が増加し、本事業の利用者も大幅に増加した。また、日本語指導の中でマルチメディアデジ教科書を活用する試みを行った。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 西東京市在住の外国人児童・生徒数が増加傾向にあることにより、日本語適応指導員1人あたりの指導人数が増えている。 ▶ 日本語の支援を必要とする児童・生徒に対して、適切な指導ができるよう適応指導員に向けての連絡会を実施する。
		02		外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保	第10条	教育指導課	引き続き日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席する。日本語適応指導員を対象とした連絡会・研修会の実施について検討する。	日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席した。日本語適応指導員を対象とした連絡会・研修会の実施について検討した。	A	日本語適応指導の開始時には学校での面談に職員が同席する。日本語適応指導員を対象とした連絡会・研修会の実施について検討する。
		03		外国語パンフレットなどによる情報提供の充実	第5条	子育て支援課	健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の情報を多言語で提供する。	多言語(15言語)に対応している健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の全般的な情報を網羅して提供した。	A	健康課所管の子育て応援アプリいこいこにて、子育て世代支援の情報を多言語で提供する。
			文化振興課		令和4年度も配布予定。	<ul style="list-style-type: none"> ▶ やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を作成した。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。 	A	継続して実施する。		
			学務課		必要の都度、2言語化した帳票を活用する。	外国籍児童生徒が就学する場合に提出する「就学願」について、英語訳を付けた記入例を対象者に添付した。それにより提出率の向上および誤記入の削減に繋がった。	A	「就学願」の記入例について、引き続き英語訳を付けたものを積極的に利用し、保護者への丁寧かつ正確な理解に努める。		
		第5条	ごみ減量推進課	「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」の周知を継続し、活用してもらえよう努める。	「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」を必要とする方へ配布し、活用してもらえた。	A	引き続き「ごみ・資源物の出し方(外国語版チラシ)」の周知を継続し、活用してもらえよう努める。			
	04		外国語本の整備の推進	第5条	図書館	欧米以外の言語の資料(絵本)購入を継続し、外国語資料の充実を図る。	欧米以外の言語の資料(絵本)をひばりが丘図書館と谷戸図書館で購入した。(69冊)	A	これまで欧米以外の言語の資料(絵本)の購入を進めてきたが、今後は日本語を母語としない市民のニーズの掘り起こしを図り、図書館利用に繋がるよう努める。	
	05		外国語の翻訳サービス機能の充実	第5条	文化振興課	令和4年度も実施予定。外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。	外国籍市民からの様々な相談に的確に対応していくため、タブレット端末を利用した通訳・手話サービスを活用し、庁内での周知を進めた。	A	令和5年度も実施予定。外国籍市民に有益な情報を、引き続き翻訳していく。	
		秘書広報課		ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。	トップページ上部にリンクを配置し、利用しやすいレイアウト等に努めた。	A	ホームページの外国語翻訳機能について、利用しやすいよう配慮する。			

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		06		多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進	第5条	文化振興課	令和4年度も配布予定。 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしくみを引き続き検討する。	▶ やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルによる生活便利帳の冊子を配布した。 ▶ 市報から必要な情報を抜粋し、やさしい日本語及び英語・中国語・ハングルで毎月1回「くらしの情報」を発行した。 ▶ 「外国から来た保護者のための小学校入学前説明会」をオンラインで実施し、日本の小学校の決まりや、学校で必要な道具等についてやさしい日本語で説明し、英語・中国語で質問を受け付けた。	A	令和5年度も配布予定。 外国籍市民に有益な情報を、より広く届けるしくみを引き続き検討する。
4-1-4 ひとり親家庭の支援										
		01		母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	引き続き実施する。	▶ 対象者に対して市報・HP等事業の周知を図り、ひとり親家庭の母及び父を対象に就業支援を行った。また、ひとり親関係の届出や相談の際にも困っていることや相談がないか丁寧に対応した。 ▶ 児童扶養手当現況届の夜間や土曜窓口に合わせて、就業支援相談も行った。	A	継続して実施する。
		02		ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課 地域共生課	引き続き実施する。 住民参加型有償家事援助サービスとして、対応をお願いする協力員の確保が課題となっている。登録されている協力員に対し、産前産後の母親から求められる支援について、市の保健師から話を聞く機会を設ける予定。	従来の周知に加え、ホームページをわかりやすく改訂するとともに、ダウンロードできる申請書類を増やすことで利便性の向上を図った。 子育て世帯への支援の17世帯中、ひとり親世帯は1世帯のみである。掃除等の家事援助を実施しており、またファミリー・サポート・センター事業での保育所の送迎を利用している。	A B	継続して実施する。 家事援助やファミリー・サポート・センター事業のサービスは実施しつつも、家族に課題がある場合がある。その際には、健康福祉部健康課保健係や子ども家庭支援センターなど子育て支援をしている行政との連携が必要。R5年度は両機関との懇談会の機会を設ける予定。
		03		母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進	第5条 第10条	子育て支援課	引き続き実施する。	制度について周知がされてきたこともあり、利用する人数は少しずつ増えている。適切に制度を利用し、スキルアップ、自立支援となるような運用に心掛けた。途中で中断、退学などのケースも散見されることは気になる動き。給付金があっても子育てがうまくいかず、お子さんと向き合うことも大事にできるような助言もしてきた。	A	お子さんの年齢が20歳まで制度が利用できること、その後のライフプランまで考え、適切に運用されるよう、制度の説明にとどまらず、その後の生活にまで踏み込んで助言するようにする。資格取得まで、不安が少しでも軽く進めるよう、窓口での対応の時に丁寧に話を聞くようにする。
		04		母子保護の実施	第5条 第10条	子育て支援課	引き続き実施する。	入所者、施設の特徴などに合わせ、支援をしている。同伴児の成長や入所者の目標などに合わせ、丁寧に退所までを見極めるような姿勢で取り組んだ。	A	引き続き退所の見極めの必要なケースの動きを意識して取り組む。新規ケースがあった場合は、慎重に対応する。
		05		ひとり親家庭等医療費助成事業の充実	第5条	子育て支援課	引き続き実施する。	マル親医療課世帯対象児童のうち、より患者負担の少ないマル青医療に移行できることを対象世帯に告知、多くの世帯から申請があり、該当世帯のR5.4.1からの医療費の負担軽減に貢献出来たものと思う	A	継続して実施する。
		06		母子・父子福祉資金貸付事業の充実	第5条 第10条	子育て支援課	引き続き実施する。	貸付金が適切に運用され、自立に結びつき償還となるよう、最初の相談から丁寧にかかわり、完納までの見直しを持てるような運用となるよう努めている。お子さんの就学に関する貸付ではお子さんへの話も大事にし、内容についてよく理解するように丁寧な説明を心掛けた。償還については機会を逃さず滞納にならないよう、連絡を密に取るように注意して取り組んだ。	A	借りるものである意識、返せる人が利用できる制度であることを伝え、特にお子さんのための貸付では将来の自立に結びつく大事なものであることを伝えながら、制度の紹介をしていく。
		07		児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実	第5条 第10条	子育て支援課	引き続き実施する。	対象者に対して事業の周知を図り、必要な手続きの案内を十分に行うとともに、手当の支給を行った。窓口での案内時に現状を聞き取り、手当以外の事業へ積極的に繋げるよう心掛けた。必要書類等の案内をわかりやすくすることで提出率を上げた。	A	継続して実施する。

基本方針	施策(節)	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
4-2 保健・医療									
01	重-13		訪問型相談の充実	第4条 第5条 第8条 第11条	健康課	引き続き訪問型の支援については、安心して受けられるよう周知を図り実施していく。	産前・産後サポート事業実績は、専門支援訪問のべ29回、家事支援訪問のべ169回行った。コロナ禍で、感染予防から訪問に消極的な場合の他、他者との接点がないまま出産子育てがスタートしたため、かかわりに消極的になる傾向も見られた。	A	引き続き、本事業が活用されるように周知を行う。
					子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶子育ての支援が必要と思われる家庭に対し、相談員の訪問及び育児支援訪問事業を実施した。 ▶関係機関と連携し、同行訪問や支援が必要な家庭の情報を共有し対応にあたった。 ▶訪問による相談・調査を積極的に実施した。	A	継続して実施する。
02	重-13	母子保健と保育の連携強化	第4条 第5条 第8条 第11条	健康課	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策による様々な制限は継続しており、地域でのつながりにも影響が生じている。切れ目ない支援のため、互いの部署同士の連携や協力のあり方を検討し、出産や子育て、発達等様々な不安を相談できる機会が減ることのないよう連携を継続	妊娠期から出産後に途切れることなく、母子が地域での子育てを安心して過ごせるよう、地域子育て支援センターとの協働事業や協力は随時実施するとともに、連絡回等を通して、地域の情報共有に務めた。	A	引き続き、既存事業における協働や協力を行うとともに、子育てに課題を抱える家庭についても、協力して支援を実施できる仕組みを試行していく。	
				幼児教育・保育課	関係機関との連携の強化を図る。	▶関係機関会議を通じて、情報の共有を行い関係機関との連携を図った。 ▶切れ目ない支援のために要保護児童対策地域協議会の未就学部会を実施した。	A	関係機関との連携の強化を図る。	
				子ども家庭支援センター	今後も継続する。	▶要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議や地域子育て支援センター会議、幼稚園・保育園等訪問を通じて、健康課の母子保健担当として未就学児童所属機関等と情報共有を図った。 ▶支援が必要な児童について、システム連携する関係部署から情報を収集し、適切な対応に努めた。	A	▶要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議、特定妊婦等リストアップ会議、地域子育て支援センター、幼稚園・保育園等訪問を通じて、健康課の母子保健担当として未就学児童所属機関等との情報共有。 ▶システム連携により、虐待児童について情報を収集し、迅速な対応に努めた。	
03	重-13	母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進	第5条 第11条	健康課	継続実施する。	継続して実施した。	A	継続して実施する。	
4-2	04		予防接種についての普及啓発の充実	第5条 第11条	健康課	継続実施する。	継続して実施した。	A	継続して実施する。
	05		かかりつけ医の推進	第11条	健康課	各乳幼児対象事業開催時に勧奨していく。	勧奨を含め継続実施した。	A	勧奨を含め継続実施。
	06		かかりつけ歯科医の推進	第11条	健康課	かかりつけ歯科医をもつ機会づくりとして、1歳6ヶ月児健診を個別健診で行っている。また、2歳児健診や3歳児相談会において、かかりつけ歯科医の有無を確認している。いない家庭に、勧奨している。学校歯科教育については247回実施した。	勧奨を含め継続実施。学校歯科教育については255回実施した。	A	勧奨を含め継続実施。
	07		小児救急医療体制の充実	第11条	健康課	北多摩北部医療圏との連携により、小児科医師のいる救急医療機関を確保し、小児救急医療体制の充実を図る。	継続して実施した。	A	継続して実施する。
	08		産科のある医療機関とのネットワークの充実	第4条 第5条 第11条	健康課	圏域等による周産期機関との連携に有意義であった、連絡会がなくなったため、今後は個々の機関との連携等に努めていく。	周産期機関等を含め、個別に連携を持つとともに、全体の動向等の周知と協力依頼も実施。	A	周産期機関に、連絡会等の希望を確認するなど、連携強化について努める。
	09		保健所との連携強化による母子保健サービスの推進	第4条 第5条 第11条	健康課	今後の連携体制については、協議を継続する。	継続して協議した。	A	継続して協議する。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		10		アレルギー相談の実施	第5条第11条	健康課	電話、書面、関係機関への訪問等、様々な形を通して、連携支援を図っていく。	継続して実施した。	A	継続して実施する。
		11		【名称変更】R2～心身の思春期相談事業等の実施 ((旧名称)心身の思春期相談事業実施の検討)	第5条第11条	健康課	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。	B	思春期時期への相談のため啓発は、関係部署との協力が必要なため、関係機関や部署との連携を図っていく。
			子ども家庭支援センター			今後も継続する。	専門相談事業として臨床心理士による相談を行った。	A	継続して実施する。	
		重-13		【新規】R2～(仮称)子育て世代包括支援センターの実施	第4条第5条第11条	健康課	妊産婦、市民の方への情報提供や相談実施を継続する。妊婦の方が、安心して過ごせるよう、メールマガジンの配信を開始する。	相談支援の継続、メールマガジン等を通して、出産や子育てについての周知、情報提供に努めた。	A	相談支援の継続、メールマガジン等を通して、出産や子育てについての周知、情報提供に努める。
4-3 災害への対応を想定した環境づくり										
		01	重-14	子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進	—	幼児教育・保育課	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。	防災訓練等を通して、防災教育を行い、対応能力の向上を図った。	A	継続して防災教育を行い、対応能力の向上を図る。
						児童青少年課	引き続き実施していく。	児童館、学童クラブにおいて、色々な災害を想定した防災訓練を年2回実施した。	A	継続して実施する。
						教育指導課	東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。また、学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。	▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図った。 ▶学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を発信し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言した。	A	▶東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用し、安全教育の充実を図る。 ▶学校で起きた事故や近隣市で起こった事故等の状況を周知し、各校が児童生徒の命を守る意識を向上するよう指導・助言していく。
		02	重-14	子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化	—	危機管理課	▶下校時間帯における青色防犯パトロールの実施 ▶不審者等の情報を、関係各課へ情報提供 ▶「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発	▶下校時間帯における青色防犯パトロールの実施した ▶不審者等の情報を、関係各課へ情報提供した ▶「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発した	A	▶下校時間帯における青色防犯パトロールの実施する ▶不審者等の情報を、関係各課へ情報提供する ▶「メールけいしちょう」の内容を「安全・安心いーなメール」で配信し、地域に対し防犯に関する啓発する
						幼児教育・保育課	引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。	▶ICTシステムを活用し、取り取りの訓練などを行い、家庭との連携を図った。 ▶消防署の協力を得て各園で実施する訓練(災害・救急救命等)に地域園職員の参加を呼びかけ、共に訓練を行った。	B	引続き訓練等を通じて連携を図っていく。地域との連携については、関係課と連携を図りながら強化していく必要がある。
						児童青少年課	引き続き実施していく。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の大きな会合は中止せざるを得なかったが、防災訓練等を実施すると共に、防犯対策として育成会やPTAと連携してビーボクんの家の普及に可能な限り努めた。	A	継続して実施する。
						子ども家庭支援センター	今後も継続する。	要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議を通じて、民生児童委員等、地域の関係者との連携を図った。	A	継続して実施する。
		03	重-14	乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保	第5条	危機管理課	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行った。	A	福祉避難所の保育園(17園)に備蓄している災害時用備蓄物資の入れ替え及び定期点検を行う。
						幼児教育・保育課	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。	関係課と連携し、在園児用として食糧、飲料水等、避難施設用として、発電機やミルク、紙おむつ等の備蓄を行っている。	B	備蓄品の確保を図っていく。必要品、量の確保について検討する必要がある。
				子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備	第5条	危機管理課	避難確保計画作成支援を行う。	避難確保計画作成支援を行った。	A	継続して避難確保計画作成支援を行う。

基本方針	施策(節)	施策No.	重点	施策・事業名	子ども条例との関係	後期計画(R2年度～)担当課	今後(令和4年度)の課題・取組予定	取組実績(令和4年度)	自己評価	今後(令和5年度)の課題・取組予定
		04	重-14	子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備	第5条	協働コミュニティ課	危機管理課やボランティアセンター、避難所運営協議会との連携を図り、情報提供を行う。	講座は実施できなかったが、男女平等推進センター内に防災関係図書の特設コーナーを設け、男女平等の視点からの防災関連書籍の紹介を行った。	A	防災に関連した講座を開催する。
				教育企画課		引き続き、避難所運営協議会の運営を支援するとともに、先進的な活動の様子などの情報発信に努める。	避難所運営協議会の運営について教育委員会・危機管理課の職員が参加・支援を行った。先進的な協議会の取組内容を各避難所に周知することができた。	A	危機管理課と連携しアクションカードのワークショップや開設訓練などを実施予定	
				社会教育課		子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。	(避難所設置無し)	-	子育て家庭に配慮した一時滞在施設の運営体制の整備に継続的に努めていく。	
				教育指導課		地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務める。	地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務めた。	A	地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに務め、保護者や地域住民、市関係部署、消防署や地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り防災管理の充実に務める。	
				幼児教育・保育課		関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。	関係課と連携し、避難施設運営のためのマニュアル整備や、避難施設としての備蓄管理を行った。	A	関係課と連携し、運営体制の整備・強化を図る。	